

1 廊下等

基本的な考え方

廊下等は、高齢者、障がい者等すべての人が安全に通行できるようにすることが必要である。表面をすべりにくい仕上げにして転倒事故等を防ぐとともに、階段や傾斜路に近接する部分には危険箇所を知らせる点状ブロック等を敷設し、視覚障がい者に配慮する。

1 廊下その他これに類するもの	整備基準	整備基準の解説
	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 駐車場、学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端又は下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合、高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端若しくは下端に近接するものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水の使用や雨により濡れるおそれのある場合は、特に配慮が必要である。 ・ 「常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合」とは、 <ol style="list-style-type: none"> 1 ホテル等の入口で常時勤務している者（ドアマン）により誘導が可能な場合 2 百貨店等で案内所が入口から見えやすい位置にある場合等 が含まれる。 ・ 「その他視覚障害者の誘導上支障のない場合」とは、視覚障がい者以外の者が必ず同行し、誘導が可能な場合等が含まれる。

□設計上の配慮事項

【床面の仕上げ】

○転倒した際、衝撃の少ない材料とすることが望ましい。

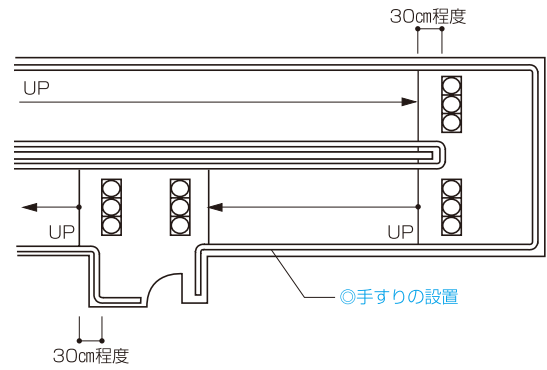
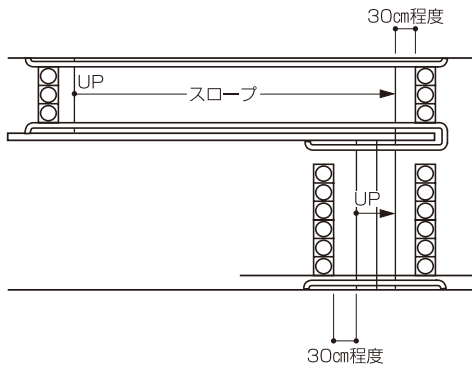
【点状ブロック等】

○下肢障がい者や車椅子使用者の通行に支障とならないよう配慮する。

誘導的基準

- ・ 幅は、160センチメートル（共同住宅等に係るもの、用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設に係るもの、3室以下の専用のもの又は車椅子使用者の利用上支障のないものにあつては、120センチメートル）以上とすること。
- ・ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること（共同住宅等を除く。）。
- ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

□点状ブロックの敷設例



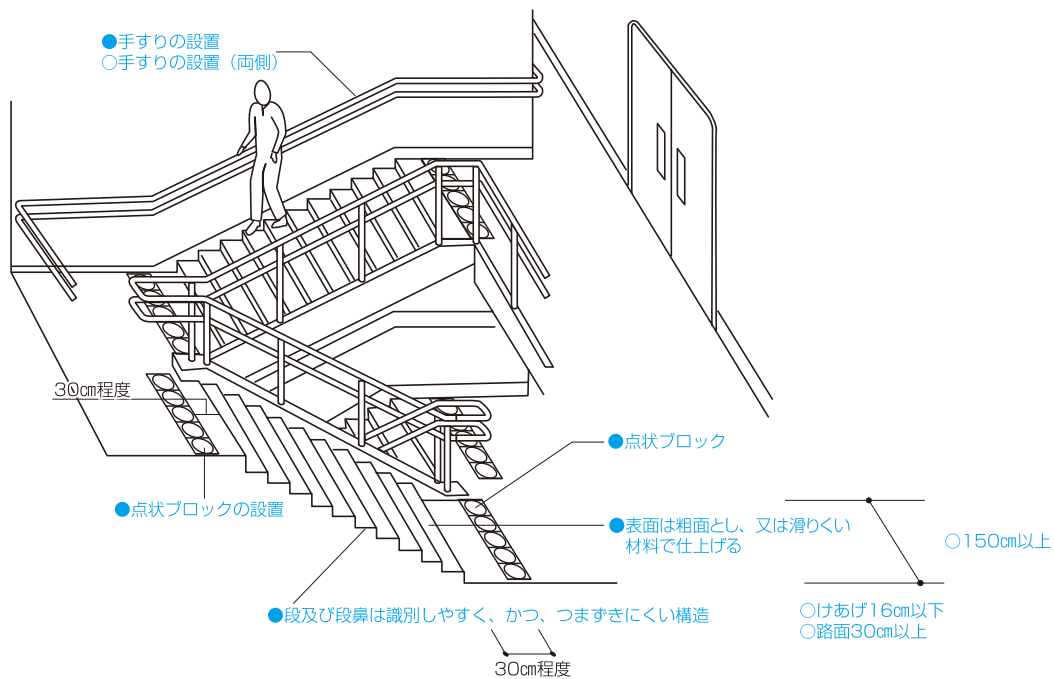
2 階段

基本的な考え方

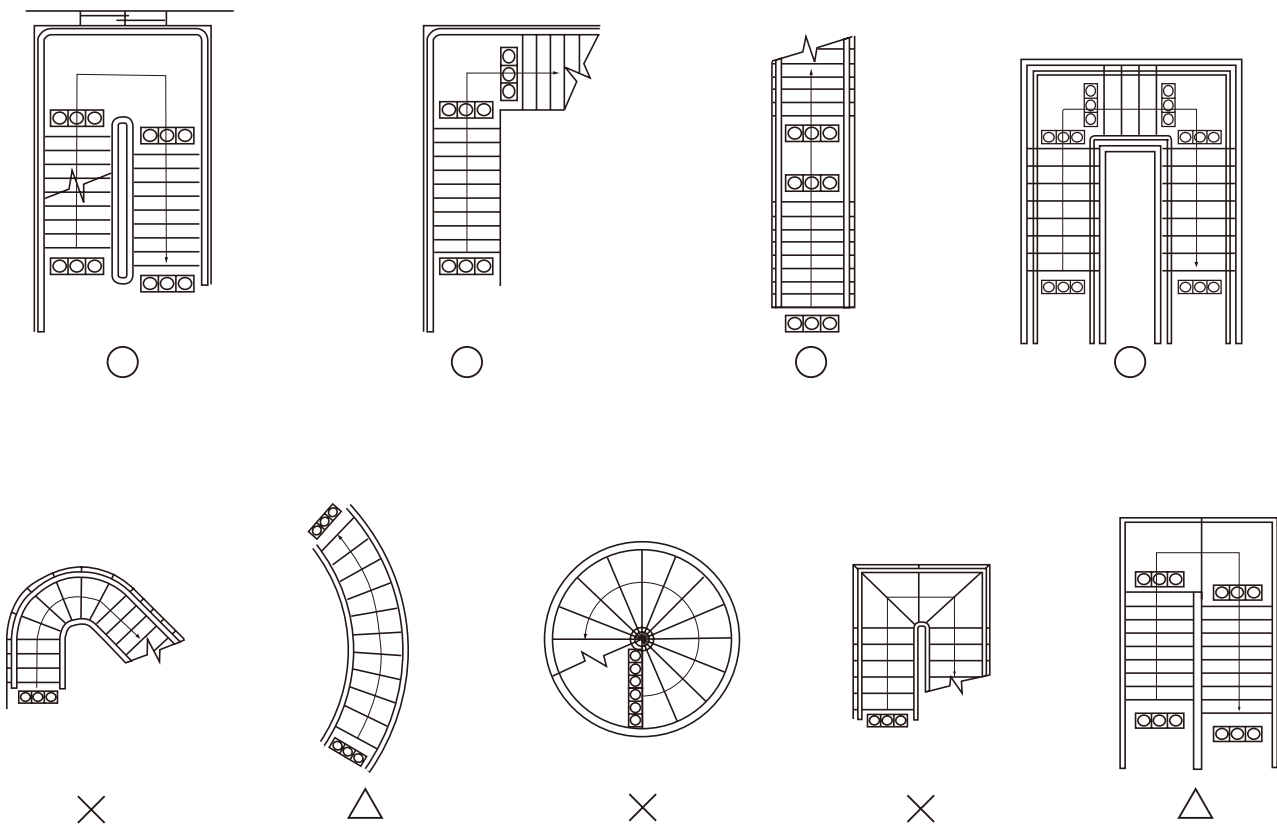
階段は上下階の移動という重要な役割を持っているが、高齢者、障がい者等の通行にとって大きな負担となるとともに、転落などの事故の危険性が高い場所でもあるので、勾配を緩くするなど負担の軽減を行うほか、特に降りる場合に段を識別できるよう段鼻を明度の差の大きいものとしたり、手すりを連続して設けるなど高齢者、視覚障がい者等に配慮する必要がある。

2 階 段	整 備 基 準	整 備 基 準 の 解 説
	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>カ 駐車場、学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにおいては、段がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none">・避難階以外の階に通ずるものはすべて含むが、通常使用されない階段（常時閉鎖式扉の非常用階段や屋外階段等）は対象としていない。・つまずきの原因となるものを設けない構造とは、蹴込板があり、段鼻が突き出していないものをいう。・主たる階段とは、利用者の用に供する階段のうち、主に利用されるものをいう。・回り階段とは、らせん階段や踊り場に段差を設け（方向の変更する部分に段を設ける）、踏面の異なるものをいう。 回り階段は、垂直と回転動作が同時に起こることによってバランスを失いやすく、また踏面の幅が違うため危険である。・困難であるときは、小規模で2階建て程度の施設で当該階段以外の階段を設けられず、構造上、スペースの関係上、回り階段とせざるを得ないような場合をいう。

□ 階段の整備例



□ 階段の形式



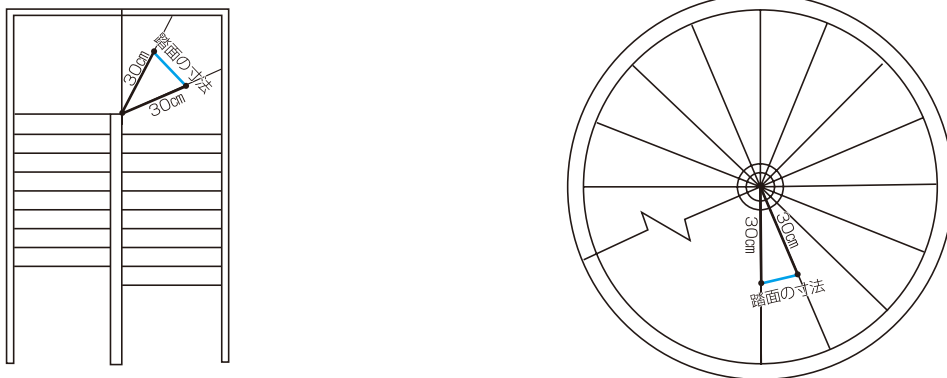
□設計上の配慮事項

- 階段の形態は、直接段又は折れ曲がり階段とする。原則として回り階段は禁止しているが、やむを得ず設ける場合は、最小の踏面を規程寸法以上確保する。
- 転落時の危険防止のため、適所に踊場を設ける。
- 踊り場に設ける点状ブロック等は段の始まる30cm程度手前に敷設する。
- 手すりは、段の部分及び踊り場の部分に連続して設ける。
- 手すりは、衣服等が引っかからないように端部を壁方向又は下方向に曲げる。
- 階段の始点、終点の手すり部分には、点字で現在位置の階数を表示する。
- つえが落ちないように階段の側面に立ち上がり等を設ける。
- 段鼻にはノンスリップ等の滑り止めを設け、材質はつえがすべりにくいものとする。
- 踏面、けあげの色は、明度の差の大きいものとするが、段鼻（ノンスリップ）を識別しやすい色とする。
- 屋外階段は、水たまりができないよう排水に十分配慮する。
- 階段の照明はできるだけ明るくする。

誘 導 的 基 準

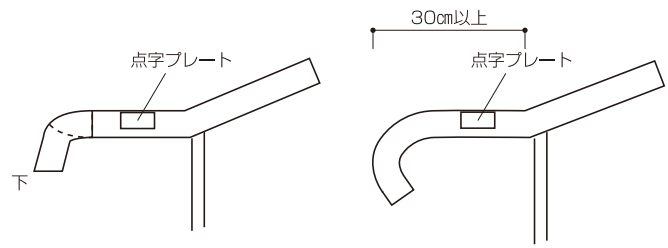
- ・幅は150センチメートル（鉄道施設のうち旅客を取り扱う駅（以下「鉄道の旅客施設」という。）にあっては、180センチメートル）以上とすること。
- ・鉄道の旅客施設にあっては、高さ300センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
- ・両側（幅が300センチメートル以上のものにあっては、両側及び中間）に手すりを設けること。
- ・けあげの寸法は、16センチメートル以下、踏面の寸法は、30センチメートル以上とする。

□回り階段の最小の踏面



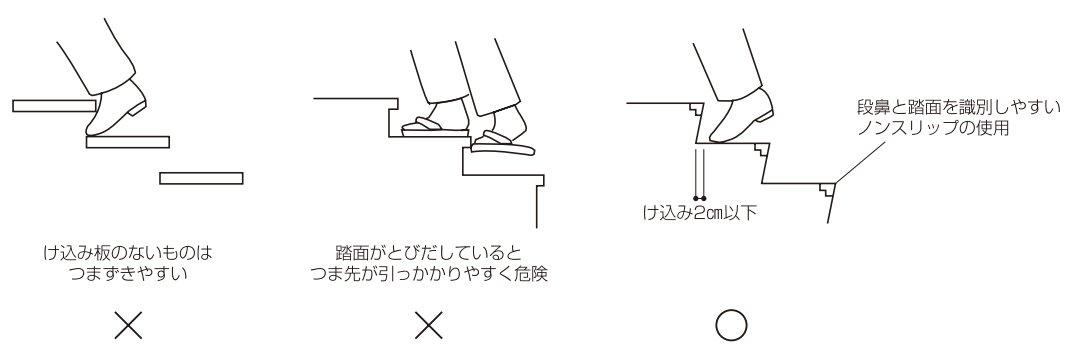
回り階段の部分における踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から30cmの位置において、測るものとする。

□手すりの形状



- ・階段の始点（終点）及び現在位置を歩行者に知らせるために、水平部分を取り、点字プレートを設ける。また、始点（終点）はバランスをくずしやすいので水平部分は、30cm以上とする。
- ・袖口等が引っかからないように手すりの端部は壁面又は下方向に曲げておく。

□段の形状



□階段のけあげ及び踏面の寸法

階 段 の 種 別	けあげの寸法	踏面の寸法
小学校における児童用のもの	16cm以下	26cm以上
中学校、高等学校又は中等教育学校における生徒用のもの	18cm以下	26cm以上
物品販売業を営む店舗で床面積の合計が1,500㎡を超えるもの		
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場における客用のもの	20cm以下	24cm以上
直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階におけるもの		
居室の床面積の合計が100㎡を超える地階におけるもの		
地下工作物内におけるもの	22cm以下	21cm以上
上記以外に掲げる階段以外のもの		
誘導的基準	16cm以下	30cm以上

3

傾斜路

基本的な考え方

傾斜路は、手すりの設置、滑りにくい材料による表面の仕上げ、視覚障がい者に配慮した点状ブロック等の設置により、安全を確保する必要がある。

3 傾斜路	整備基準	整備基準の解説
	<p>利用者の用に供する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p> <p>オ 駐車場、学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅等以外の公共的施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合又は直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弱視の方等の視覚障がい者のために仕上げを周囲と識別しやすいものとする。 ・車椅子の脱輪防止又はつえ等が落ちないようにするため、縁部に立上りを設ける。 ・勾配が変わる部分には、点状ブロック等を敷設する。

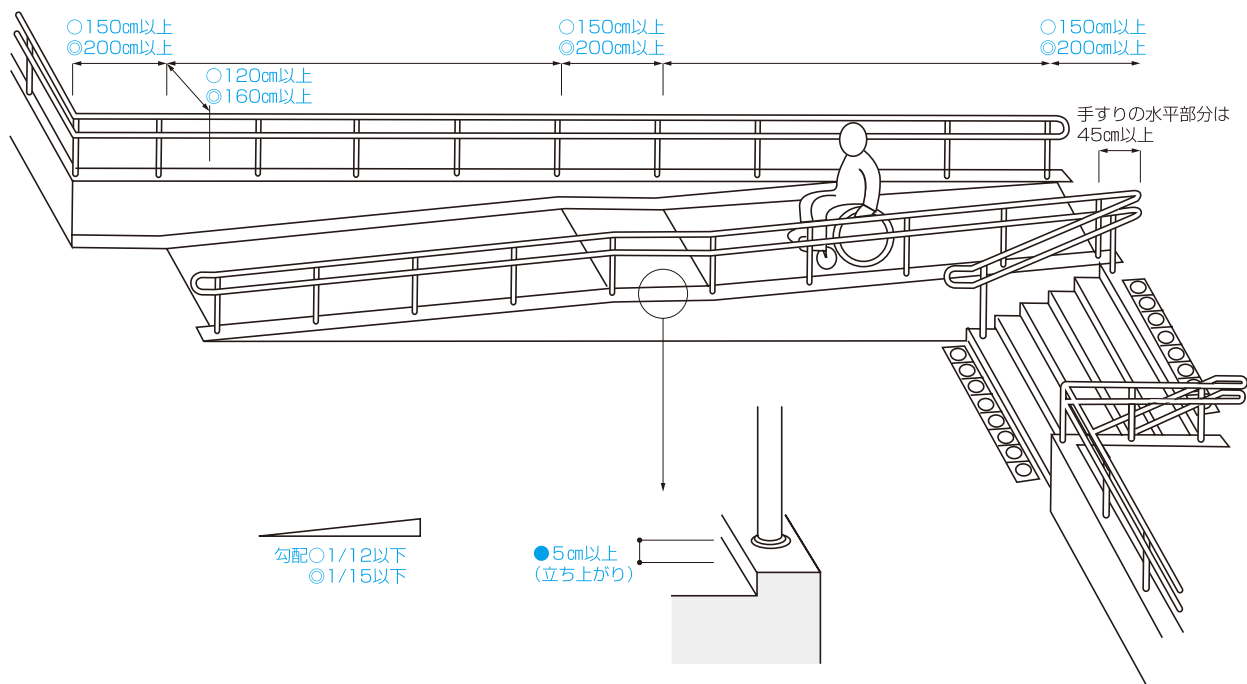
□設計上の配慮事項

- 手すりは、傾斜路の両側に設けることが望ましい。
- 位置については、できるだけ一般の利用者が主として利用する通路と同じ経路に設けることが望ましい。
- 緩勾配であっても傾斜路が長くなると車椅子使用者等の負担が大きくなることも考慮する。
- 水の使用や雨により濡れるおそれのある場所は、特に配慮が必要である。

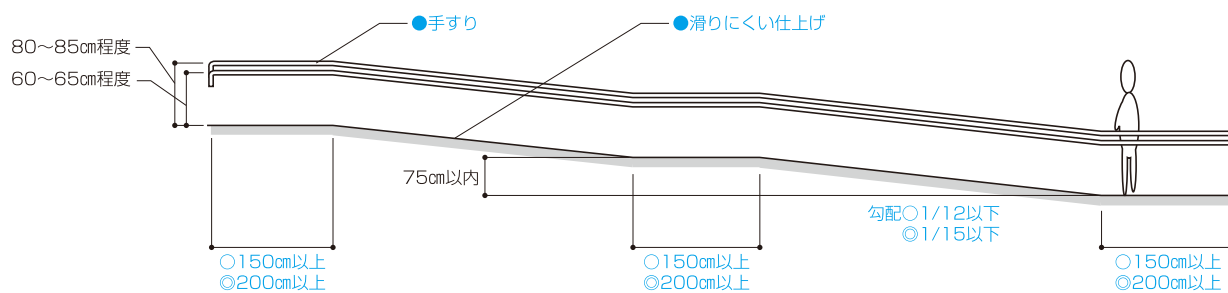
誘導的基準

- ・幅は120センチメートル（階段に併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。
- ・勾配は、12分の1を超えないこと（高低差が16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）。
- ・高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

□ 傾斜路の整備例



□ 傾斜路の断面



4 便所

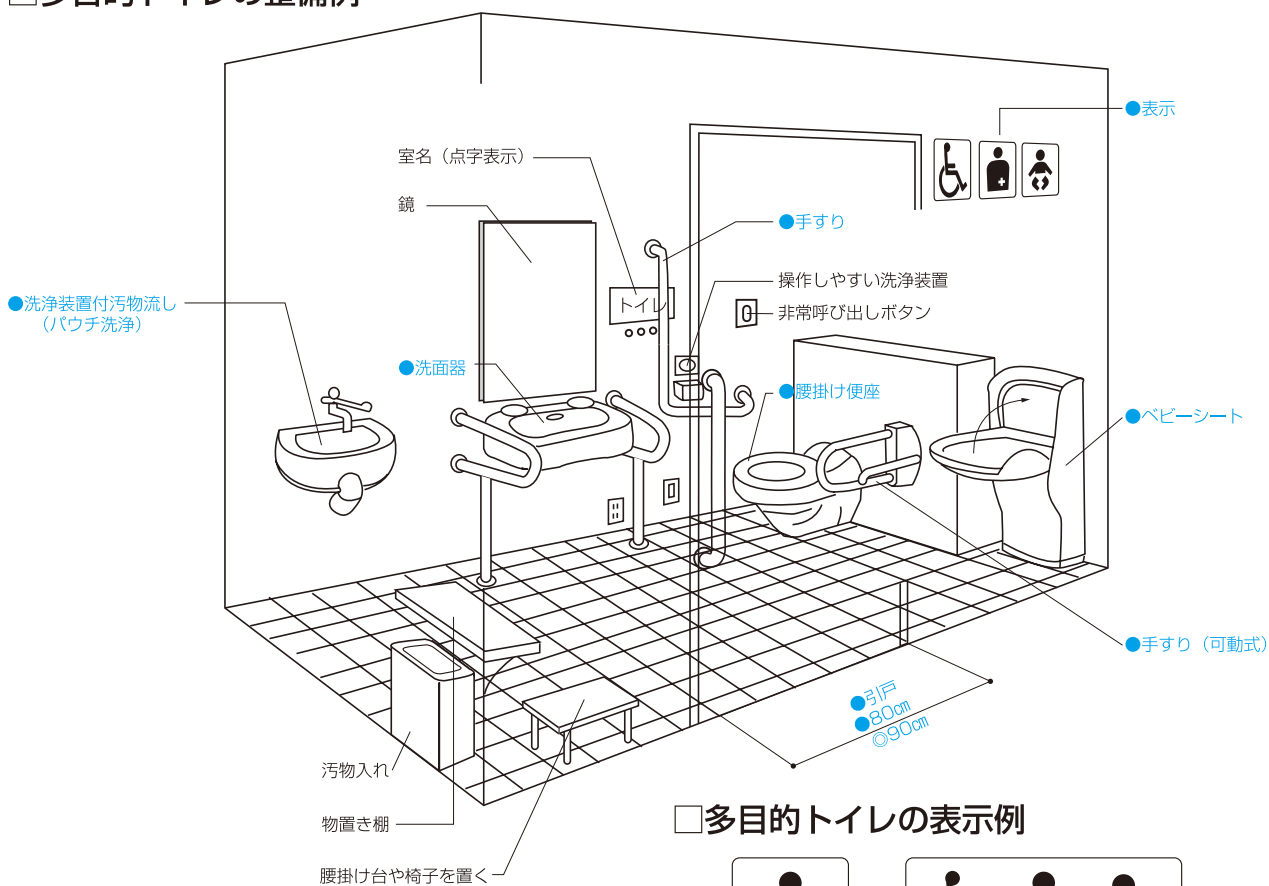
基本的な考え方

高齢者、障がい者等が積極的に外出することができるためには、車椅子使用者をはじめ内部障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等幅広く利用できるよう配慮した便所（多目的トイレ）を設けることが必要である。

また、多目的トイレとすることができない場合でも、高齢者や若干身体の不自由な者等の利用に配慮する必要がある。

4 便所	整備基準	整備基準の解説
	<p>(1) 利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の便所は、次に定める構造（用途面積が1,000平方メートル未満の公共的施設（公衆便所を除く。）にあつては、アのイ及びウのイに定める構造）とすること（共同住宅等を除く。）。</p> <p>ア 1以上の便房は、次に定める構造であること。</p> <p>ア 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>イ 腰掛便座及び手すり等を適切に配置すること。</p> <p>イ アに定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 1以上の洗面器は、次に定める構造であること。</p> <p>ア 上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。</p> <p>(2) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所のうち1以上の便所には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、その周囲に手すりを設けること（共同住宅等を除く。）。</p> <p>(3) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、飲食店（用途面積が300平方メートル以上のものに限る。）、公共交通機関の施設、公衆便所及び官公庁の施設にあつては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の便所には、乳幼児を置くことができる設備を設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。ただし、乳幼児を一時的に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便所を設ける場合に適用し、男子用、女子用の区別がある場合はそれぞれ別に設ける。 ・ 便房とは、便所に設ける個室（ブース）のことをいう。 ・ 車椅子使用者便房は、出入口と便房の位置関係により様々な平面計画が考えられるので、便房の幅、奥行き等の寸法及び設備等の配置については特に定めない。 ・ 若干身体の不自由な高齢者、つえ使用者、障がい者等の利用に配慮した対応である。 ・ 車椅子使用者のひざや足先が入るスペースを設ける。 ・ 男子用小便器を設ける場合に床置き式の小便器とは、ストール型をいう。 ・ 手すりは、高齢者、障がい者、つえ使用者等の利用に配慮した対応である。 ・ 便所を設ける場合に適用する。 ・ 乳幼児を置くことができる設備とは、便房内に設けるベビーチェア等をいう。 ・ 一時的に預けることができる場合とは、

□多目的トイレの整備例



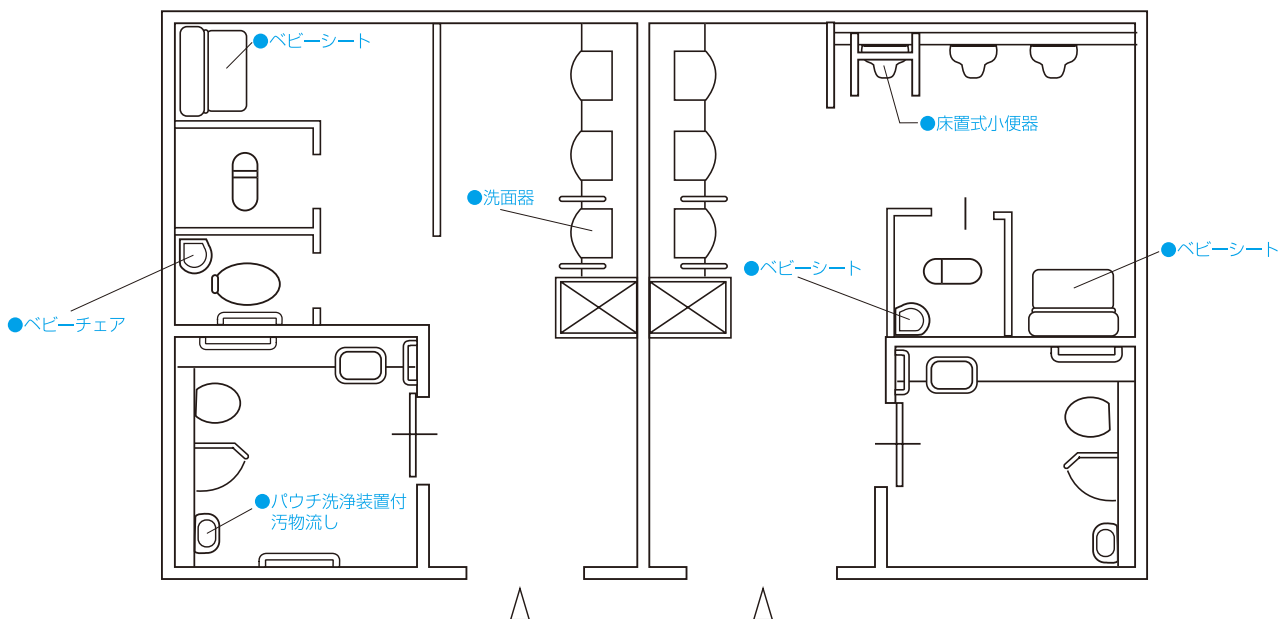
□多目的トイレの表示例



オストメイトマーク

多機能トイレ表示の基本形

□便所の配置例



4 便所	整備基準	整備基準の解説
	<p>預けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等又は公共交通機関の施設で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあつては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の便所には乳幼児のおむつ替えができる設備を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(5) 病院等、興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、社会福祉施設等、体育施設、図書館等、公共交通機関の施設又は官公庁の施設で用途面積が2,000平方メートル以上のもの及び公衆便所にあつては、利用者の用に供する便所のうち1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の便所には洗浄装置付きの汚物流しを設けた便房を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。</p>	<p>1 受付、案内所等で常時勤務する者により乳幼児を預けることができる場合。</p> <p>2 団地、自治会等の集会所で他の利用者に乳幼児を預けることができる場合等が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的滞在時間が長くなる施設で便所を設ける場合に適用する。 ・便所を設ける場合に適用する。 <p>・おむつ替えができる設備とは、ベビーシート等を設けたスペースをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便所を設ける場合に適用する。 <p>・洗浄装置付きの汚物流しは、内部障がい者（オストメイト）が使用する器具（パウチ等）を洗浄する場合に必要な設備である。</p>

□設計上の配慮事項

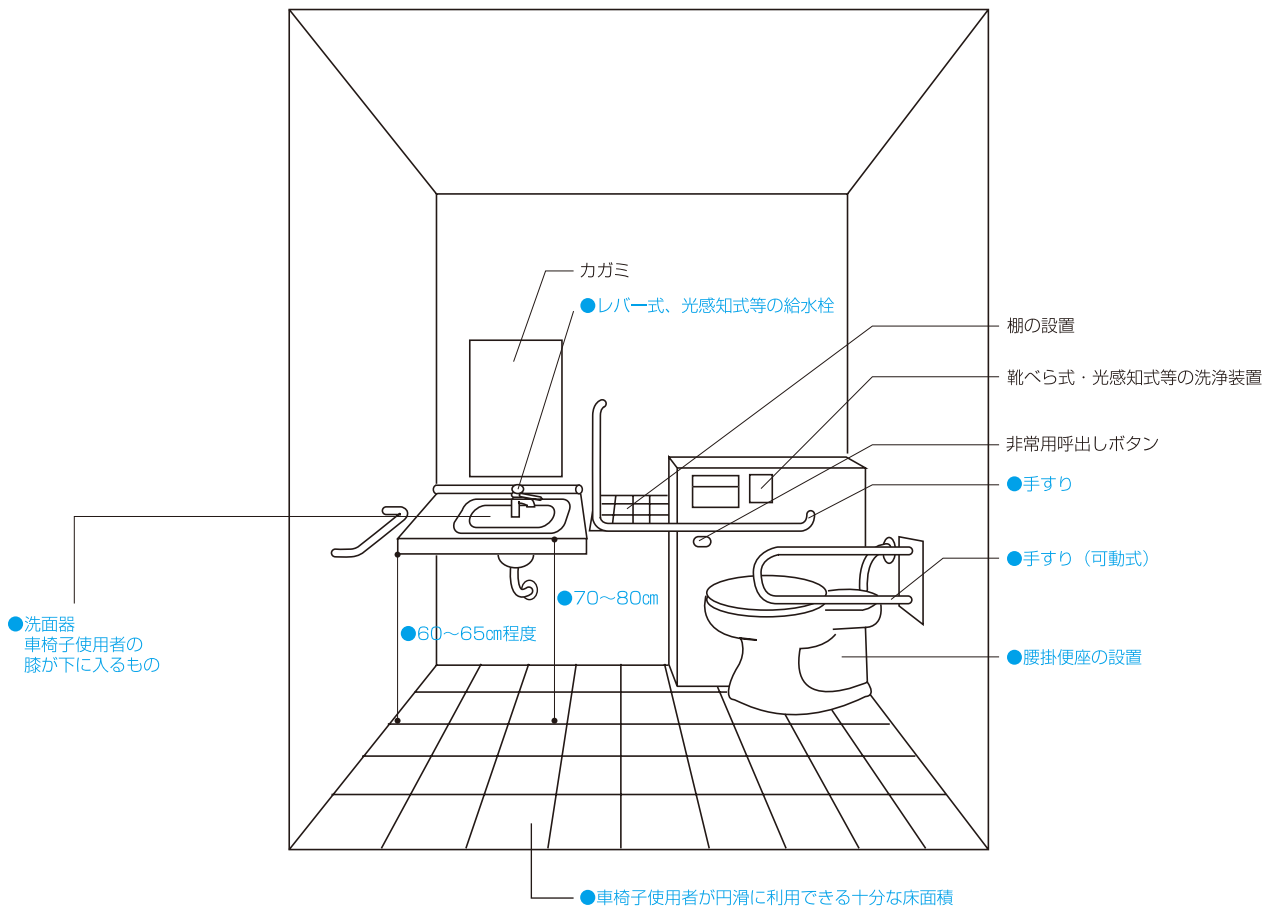
【便所の配置・表示】

- 高齢者、障がい者、乳幼児（おむつ替え）、内部障がい者（パウチの洗浄）等、誰もが利用できる多目的トイレとなるように計画する。
- 便所は、わかりやすくかつ利用しやすい位置に設ける。
- 便所に至る経路は、わかりやすく表示する。
- 視覚障がい者のために、便所の出入口には、高さ140cm程度の位置に室名などを点字で表示することが望ましい。
- 視覚障がい者のために、必要に応じて触知板、音声等により案内を行うことが望ましい。
- 床面は、水に濡れても滑りにくい仕上げとする。
- 使用形態に配慮した注意喚起表示を行うことが望ましい。
例「一般のトイレを利用することが可能な方が、多目的トイレを長時間利用することは遠慮しましょう」など。

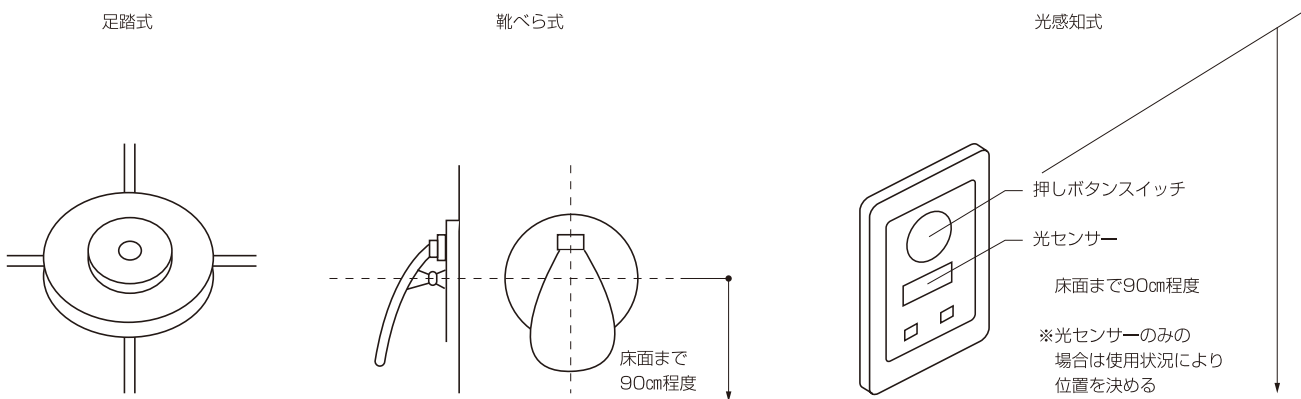
【便房の構造】

- 車椅子使用者用便房及び当該便房のある便所の出入口の戸は引戸（自動式が望ましい。）形式とする。
アコーディオン式は、プライバシー保護上好ましくない面があるため、できるだけ使用しない。
- 便房の戸の鍵は、簡単に操作でき、非常時には外から合鍵等で解錠できるものとする。
- 戸には、使用状況がわかる表示を設ける。
- 便房内の手すりは、固定式、可動式等を組み合わせ、適切な位置、高さ に設ける。
- 便座の高さは、蓋のない状態で40～45cm程度とする。
- 床置き式の便器は、車椅子のフットレストが便器の下に入るようにトラップ部分が引き込んであるものとする。
- ペーパーホルダー、水洗の洗浄装置（靴べら式、光感知式等）は、便器に腰掛けたまま容易に操作できる位置に設ける。
- 便房内及び手洗い設備には、手荷物等を置く棚、フック等を設ける。
- 車椅子使用者用便房内には、身づくろいできるように鏡を設ける。
- 多目的トイレ内には、必要に応じて、ベンチ、腰掛け等を設ける。
- 多目的トイレ内の汚物入れは、一般のものより大きいものを設ける。
- 非常呼び出しボタンは、便座に腰掛けたままで操作できる位置に設ける。また、転倒した場合にも操作できる高さにも設けることが望ましい。
- 点字による位置表示及び男女別表示を行うことが望ましい。

□車椅子使用者用便房の整備例



□フラッシュバルブの例

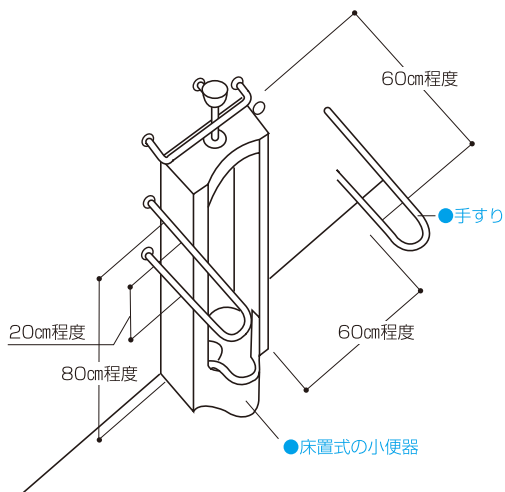


※同一の建築物では同一仕様のフラッシュバルブとすることが望ましい。

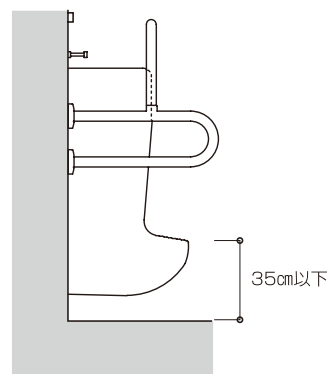
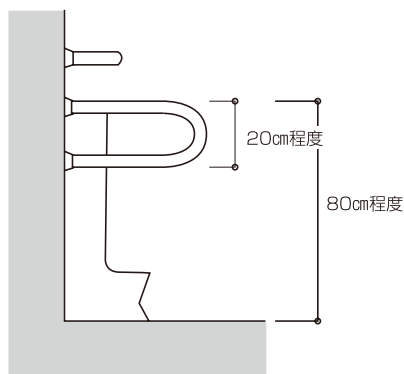
誘 導 的 基 準

- ・利用者の用に供する便所を設ける階には、当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあっては、その総数に50分の1を乗じて得た数、当該階に設けられる便房の総数が200を超える場合にあっては、その総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設けること。
- ・車椅子使用者用便房のない便器は、車椅子使用者用便房のある便所に近接した位置に設けること。ただし、車椅子使用者用便房のない便所に腰掛け便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合においては、この限りではない。
- ・車椅子使用者用便房及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内りを90センチメートル以上とすること。
- ・利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける階には、床置き又は壁掛式の小便器がある便所を1以上設けること。
- ・建物内に複数の車椅子使用者用便房又は多目的便房を設置する場合は、そのうち1以上に高齢者・障がい者等が円滑に衣類又は装備具の交換ができる設備（大型ベッド付き便房等）を設置する事が望ましい。

□床置式の小便器



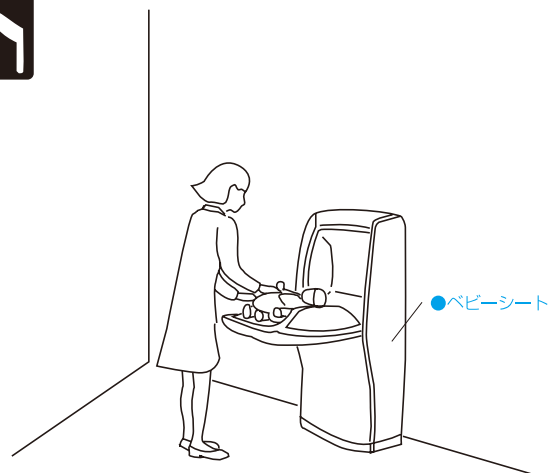
□壁掛式の小便器



□ベビーチェア

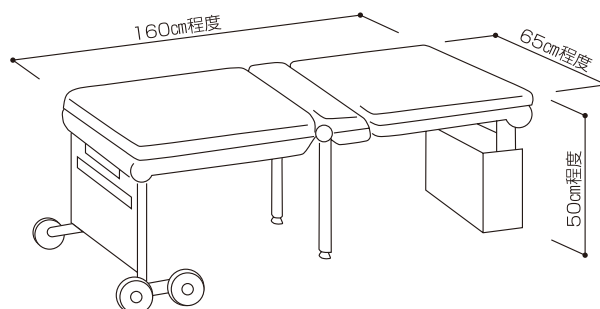


□ベビーシート



□大型ベッド

(幼児~大人まで：折畳み収納型)



5 駐車場

基本的な考え方

車椅子利用者にとって、自動車は重要な移動手段であり、施設の利用を促進するためにはそれぞれの施設に利用しやすい駐車場を設ける必要がある。また、雨天時や積雪時を考慮し、屋根及び庇等を設けることが望ましい。

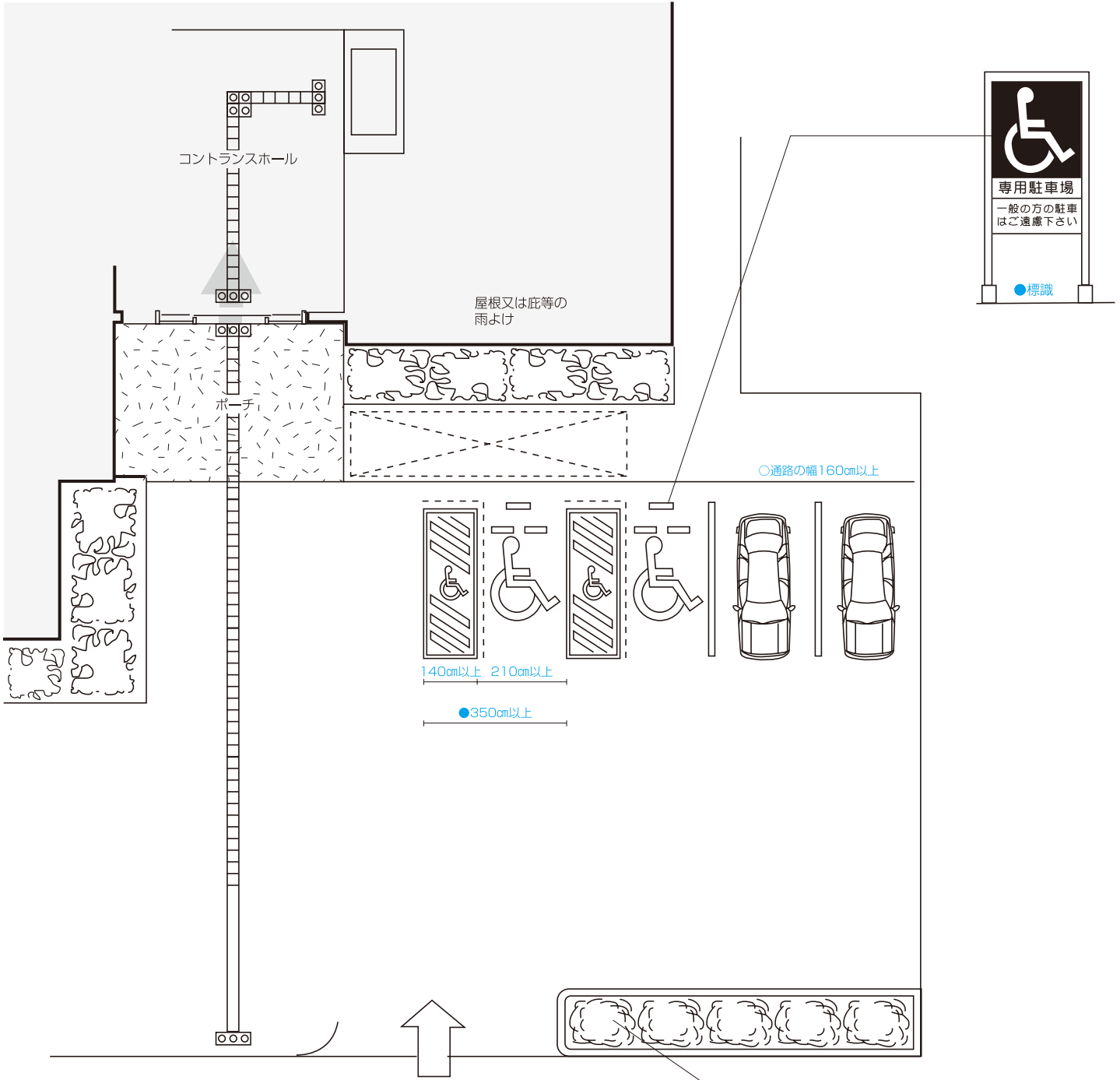
5 駐車場	整備基準	整備基準の解説
	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けること（学校等（特別支援学校を除く。）及び共同住宅等を除く。）。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	<p>・ 駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に車椅子使用者用駐車施設を設ける。</p> <p>・ 車椅子使用者が安全に自動車に乗降するには、車体用スペース210センチメートルに車椅子使用者乗降部分として140センチメートルを加えた350センチメートル以上とする。</p> <p>・ 駐車施設の路面への車椅子シンボルマークの表示や必要に応じ、立て看板等見やすい方法で表示する。</p> <p>・ 車椅子使用者用駐車施設は、できるだけ車椅子使用者の負担を軽減するため、車椅子使用者が主に通行する経路に対して最短となる位置に設ける。</p>

□設計上の配慮事項

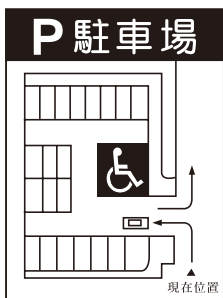
- 人と自動車の動線は、歩行者の安全を確保するためできるだけ分離することが望ましい。
- 車椅子使用者用駐車施設の数、1台以上となっているが、施設の規模、利用頻度等を考慮し、できるだけ多く設ける。
- 駐車施設及び通路は、平坦とし、濡れても滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとする。
- 駐車場入口には、車椅子使用者用駐車施設に至る経路を示す誘導用案内標識を設けることが望ましい。
- 車椅子使用者が濡れないように車椅子使用者用駐車施設及び通路に屋根又は庇を設けることが望ましい。

誘導的基準

- ・ 車椅子使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数200以下の場合にあっては、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。



□車椅子利用者用駐車施設の表示の例



6

敷地内の通路

基本的な考え方

道路及び駐車場から建物の出入口に至る通路については、滑りにくい材料による路面の仕上げ、階段や傾斜路への手すりの設置や識別しやすい色の配色により、安全に通行できるよう配慮する必要がある。

6 敷地内の通路	整備基準	整備基準の解説
	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 両側に高さ5センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。</p>	<p>・ 雨に濡れている場合を考慮して滑りにくい材質のものを使用する。</p> <p>・ 弱視の方等の視覚障がい者のために仕上げを周囲と識別しやすいものとする。</p> <p>・ 1/12とは、車椅子使用者が昇降できる勾配である。</p> <p>・ 車椅子の脱輪防止又はつえ等が落ちないようにするため、縁部に立上りを設ける。</p>

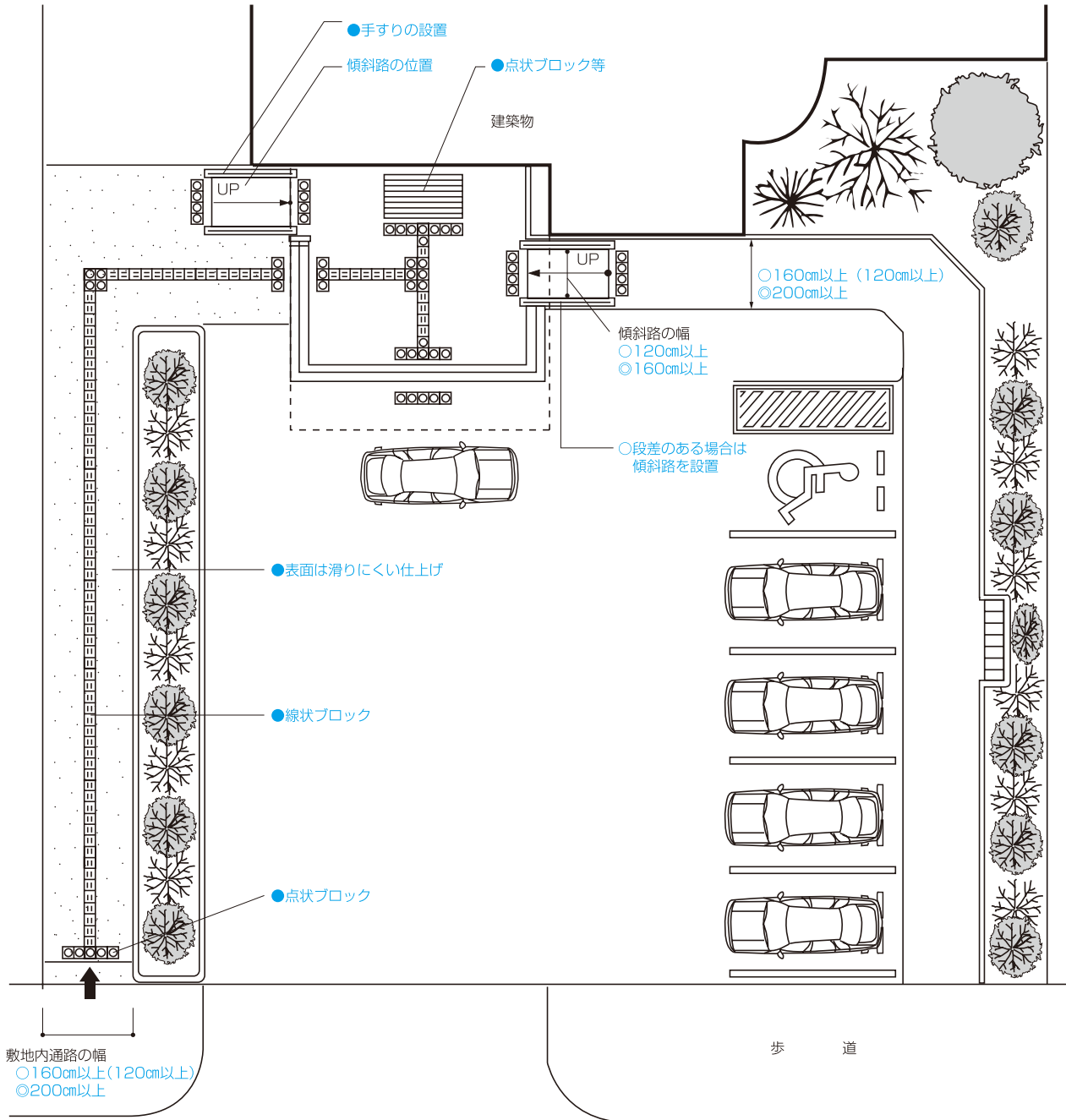
□設計上の配慮事項

○手すりは、段や傾斜路がある部分の両側に設けることが望ましい。

誘導的基準

- ・ 通路の幅は、160センチメートル（共同住宅等及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共施設にあっては、120センチメートル）以上とすること。
- ・ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
- ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ・ 路面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りではない。
- ・ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上（段に併設するものにあつては90センチメートル以上）とすること。
- ・ 傾斜路の勾配は12分の1を超えないこと（高低差が16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）。
- ・ 傾斜路の高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

敷地内の通路の整備例



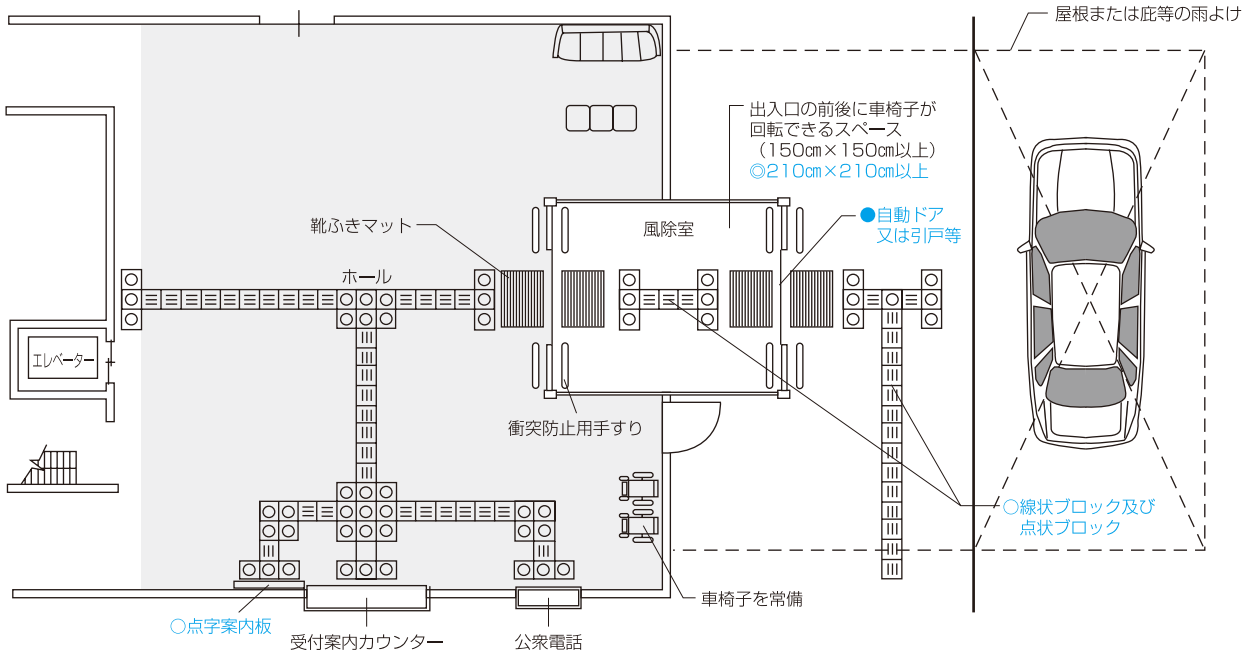
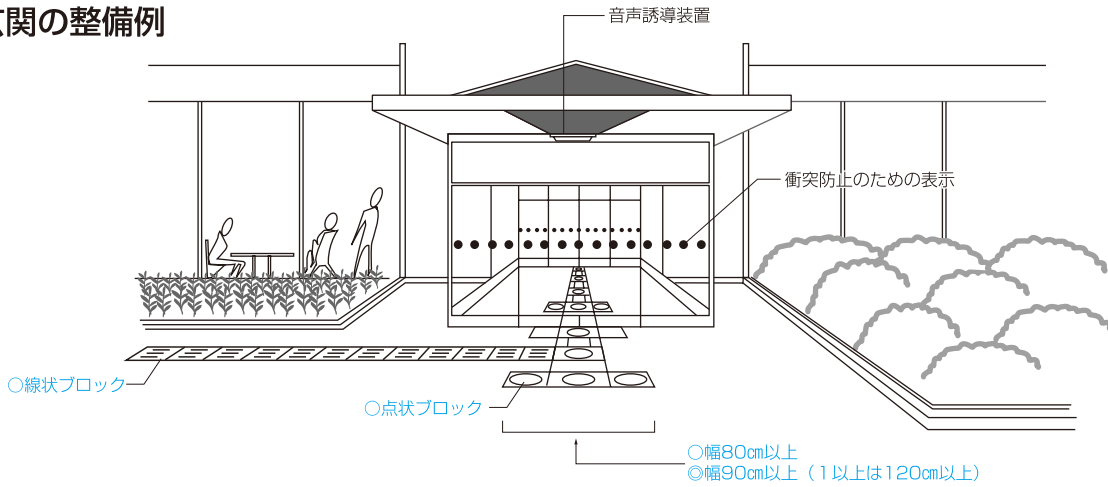
7 移動等円滑化経路

基本的な考え方

高齢者や身体障がい者等が利用する部屋から道路・駐車場までのいくつかの経路のうち必ず1つ以上の経路は、階段や段を設けない等、移動しやすい構造とする必要がある。

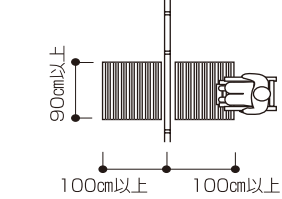
7 移動等円滑化経路	整備基準	整備基準の解説
	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれアからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、その全て）を、移動等円滑化経路にすること（学校等（特別支援学校を除く。）を除く。）。</p> <p>ア 建築物に、利用者の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（13の項のウのイの規定により設けられるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>イ 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上階又は地上階の直上、直下階のみに利用居室がある場合は、道等から地上階の利用居室までの経路が整備基準の対象となる。 ・ 戸を設ける場合に適用する。 ・ 容易に開閉して通過できる構造の戸には、自動式の戸のほか引戸、引分戸が該当する。該当しないものとは、回転扉（ただし、車椅子使用

□ 玄関の整備例

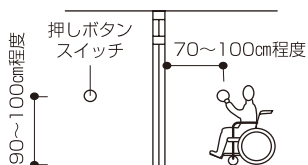


□ 自動ドアの感知方式の例

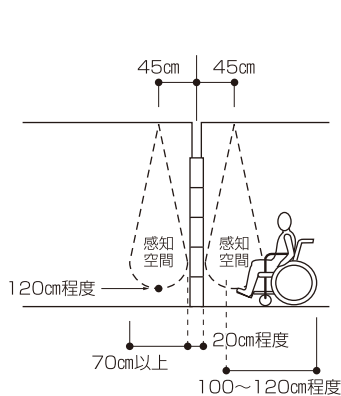
マットスイッチ (床面感知)



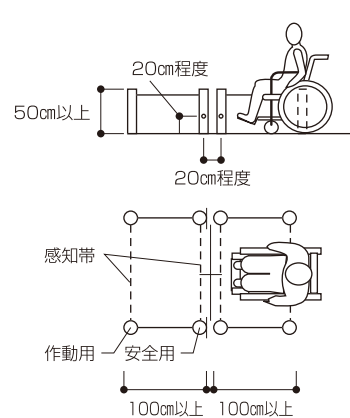
押しボタンスイッチ (点感知)



超音波スイッチ (空間感知)



光線スイッチ (線感知)



整備基準

整備基準の解説

- ウ 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、1の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。
- (ア) 上幅は、160センチメートル（共同住宅等に係るもの、用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共施設に係るもの、3室以下の専用のもの又は車椅子使用者の利用上支障のないものにあつては、120センチメートル）以上とすること。
- (イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること（共同住宅等を除く。）。
- (ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- エ 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。
- (ア) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
- (ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- オ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（カに定める構造のものを除く。（ク）及び（ケ）において同じ。）及びその乗降口ビームは、次に定める構造とし、当該エレベーターの付近に、その旨を見やすい方法により表示すること（共同住宅等を除く。）。
- (ア) 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

者等に対応した回転扉は除く。）や重い引戸及び開戸、開閉のためのスペースが十分でない開戸等をいう。

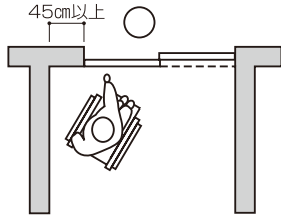
- ・戸の前後に車椅子待機のための水平なスペースを確保する。

- ・「3室以下の専用のもの」とは、廊下等に面した出入口がある室の数をいう。
- ・車椅子使用者の利用上支障のないものとは、経路が短い廊下等の部分をいう。
- ・車椅子の転回に支障がない場合とは、140センチメートル×140センチメートル以上のスペースやT字型の交差部等をいう。

□戸の形式

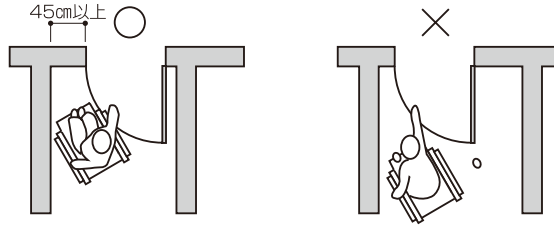
引戸の形式

車椅子使用者のためのスペースの設置



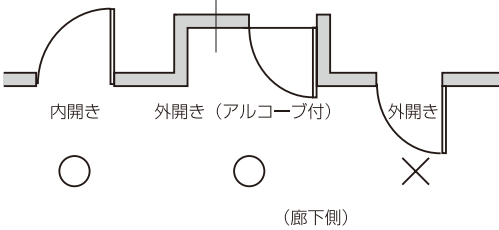
開戸の形式

車椅子使用者のためのスペースの設置



(室内側)

◇アルコーブの設置
(アルコーブスペースは間口が
広い方が開けやすい)



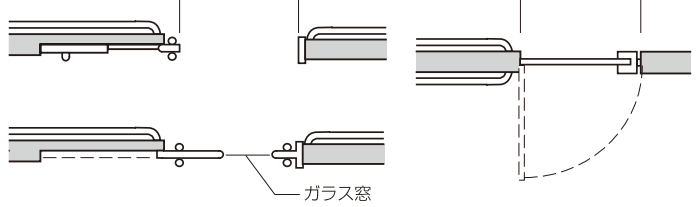
□出入口の幅員

引戸

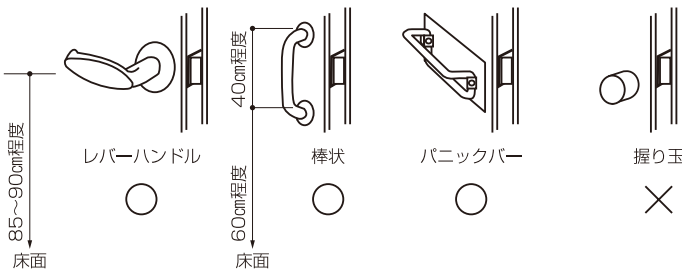
○80cm以上
◎90cm以上

開戸

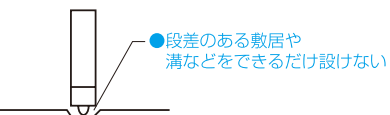
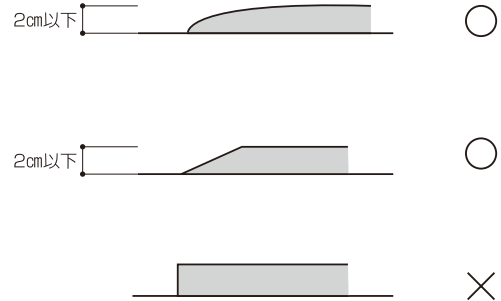
○80cm以上
◎90cm以上



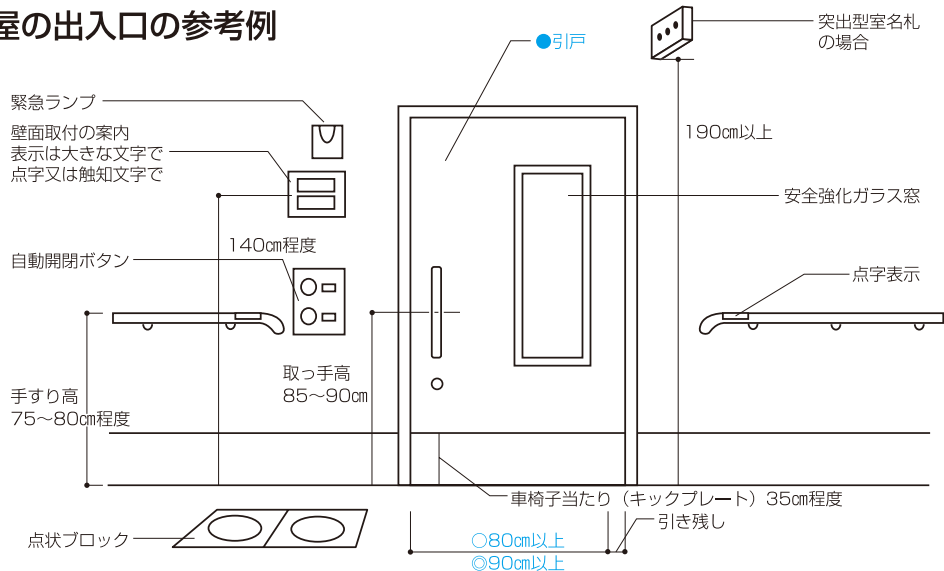
□取っ手の形式



□すりつけの例 (2cm以下の段差)



□各部屋の出入口の参考例



整備基準

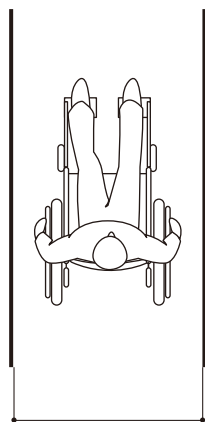
整備基準の解説

- (イ) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (ロ) 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (ハ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- (ニ) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (ホ) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (ヘ) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- (コ) 用途面積が1,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーにあっては、(ア)から(イ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること（駐車場に設けるものを除く。）。
- a 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- b 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- c 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (ク) 用途面積が2,000平方メートル以上の建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーにあっては、(ア)から(イ)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。
- a 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。
- b 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
- c 籠内には、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。
- d 籠内には、手すりを設けること。

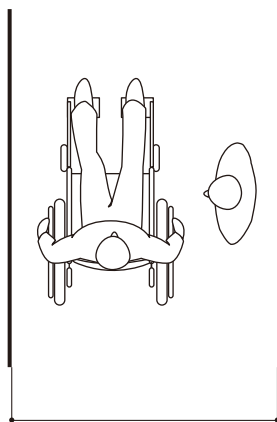
・車椅子使用者用の制御装置について視覚障がい者対応を求めているのは、視覚障がい者である車椅子使用者には介助者がつくことが想定されるためである。

・車椅子で後ろ向きのまま、戸の開閉状態を確認することができるようにする。

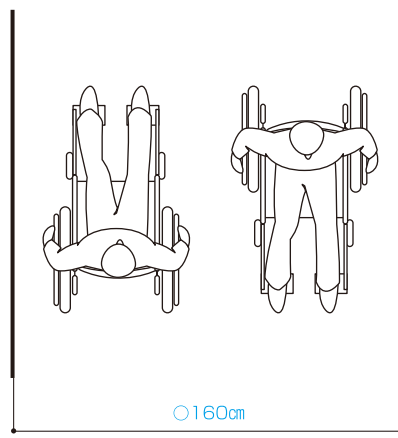
□廊下の幅員



○90cm (階段併設傾斜路)
・車椅子で通行できる寸法

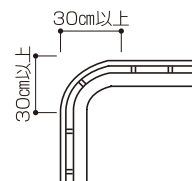
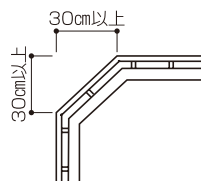
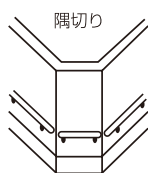


○120cm
・車椅子で通行しやすい寸法
・人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法

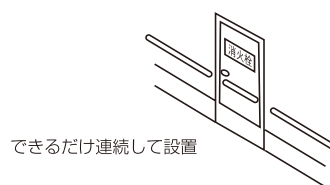
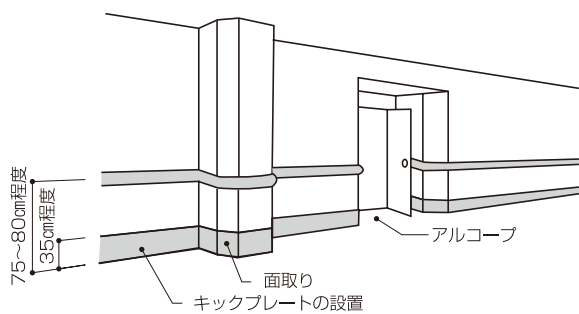


○160cm
◎180cm
・(160cm) 車椅子同士が行き違いできる寸法
・(180cm) 車椅子同士が行き違いできる寸法

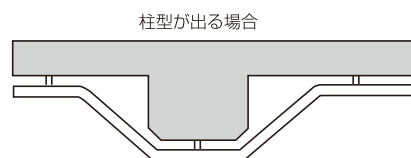
□廊下の角の整備例



□手すりの設置例

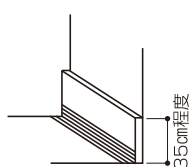
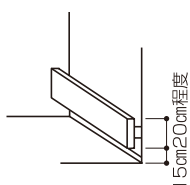


できるだけ連続して設置



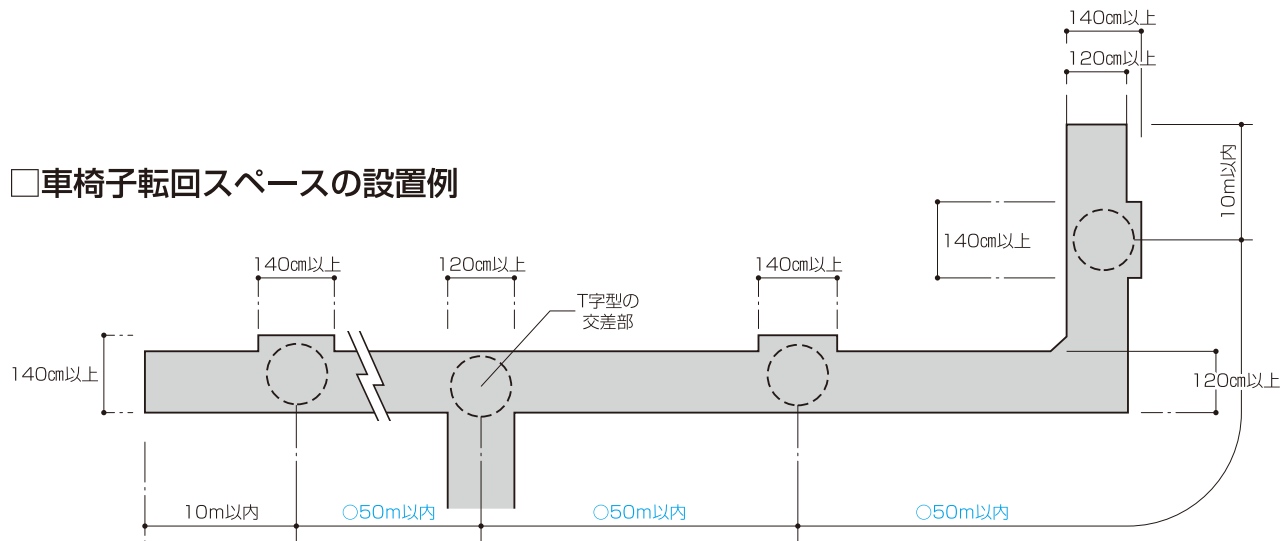
柱型が出る場合

□キックプレートの設置例



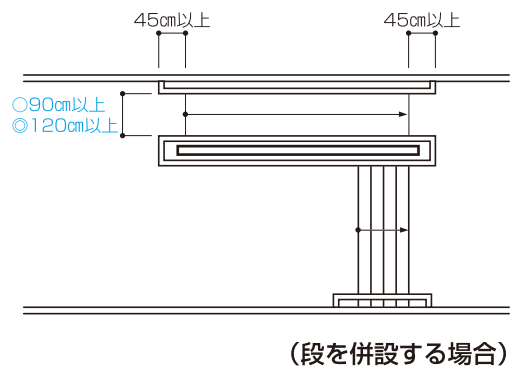
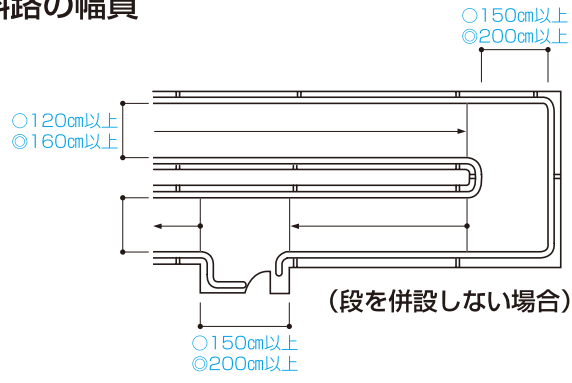
7 移動等円滑化経路	整備基準	整備基準の解説
	<p>カ 当該移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号）に定める構造とし、当該エレベーターその他の昇降機の付近に、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>キ 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、6の項に定めるもののほか、次に定める構造であること。</p> <p>(ア) 幅は、160センチメートル（共同住宅等及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅等以外の公共的施設にあっては、120センチメートル）以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(エ) 路面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>(オ) 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>a 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>c 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(3) (1)のオに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)のキに定めるところによるのが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)のオ中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>	<p>・ 車椅子の小車輪、つえ等が落ちないような構造の蓋とする。</p> <p>・ 地形の特殊性とは、高低差の大きい傾斜地等をいう。</p>

□ 車椅子転回スペースの設置例

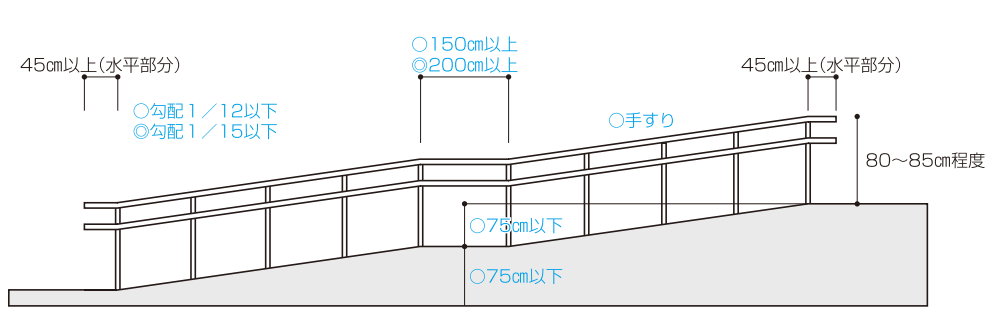


● 廊下の末端の付近及び区間50m以内ごとに車椅子が転回できる部分を設けること。(○印の部分)
 転回スペースは140cm角以上の大きさとする。
 末端の転回スペースは末端から10m以内に設けること。
 (注) 廊下の幅員が140cm以上の場合は、車椅子転回スペースを含むものとする。

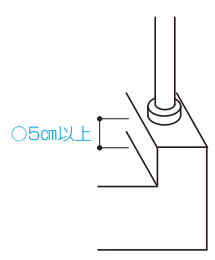
□ 傾斜路の幅員



□ 傾斜路の勾配及び手すり



縁部の立ち上がり



□設計上の配慮事項

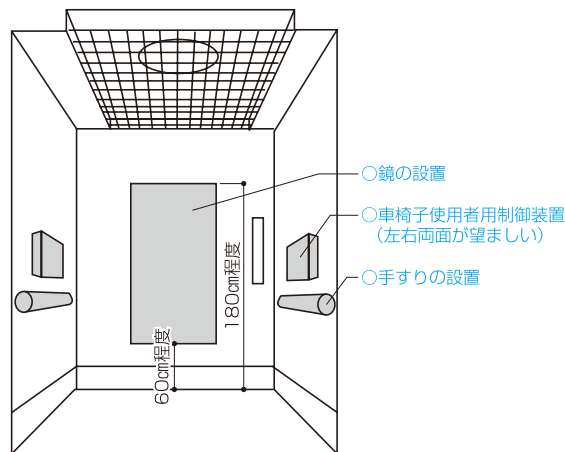
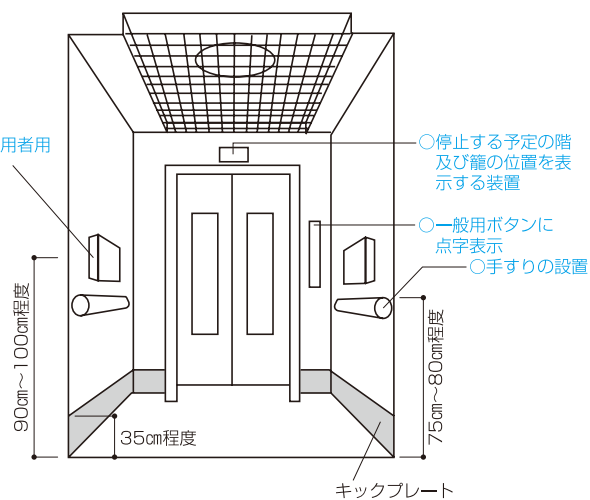
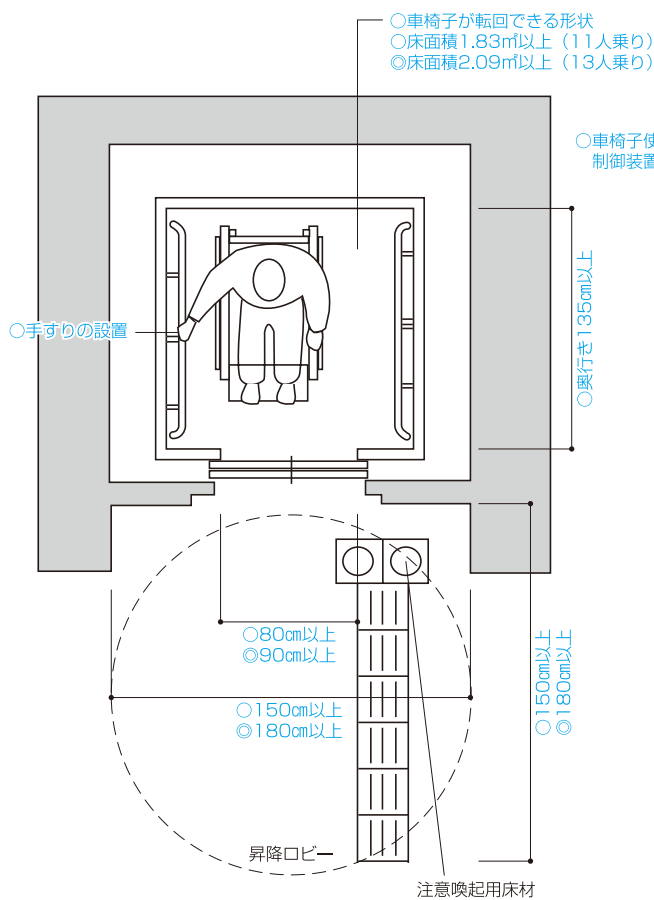
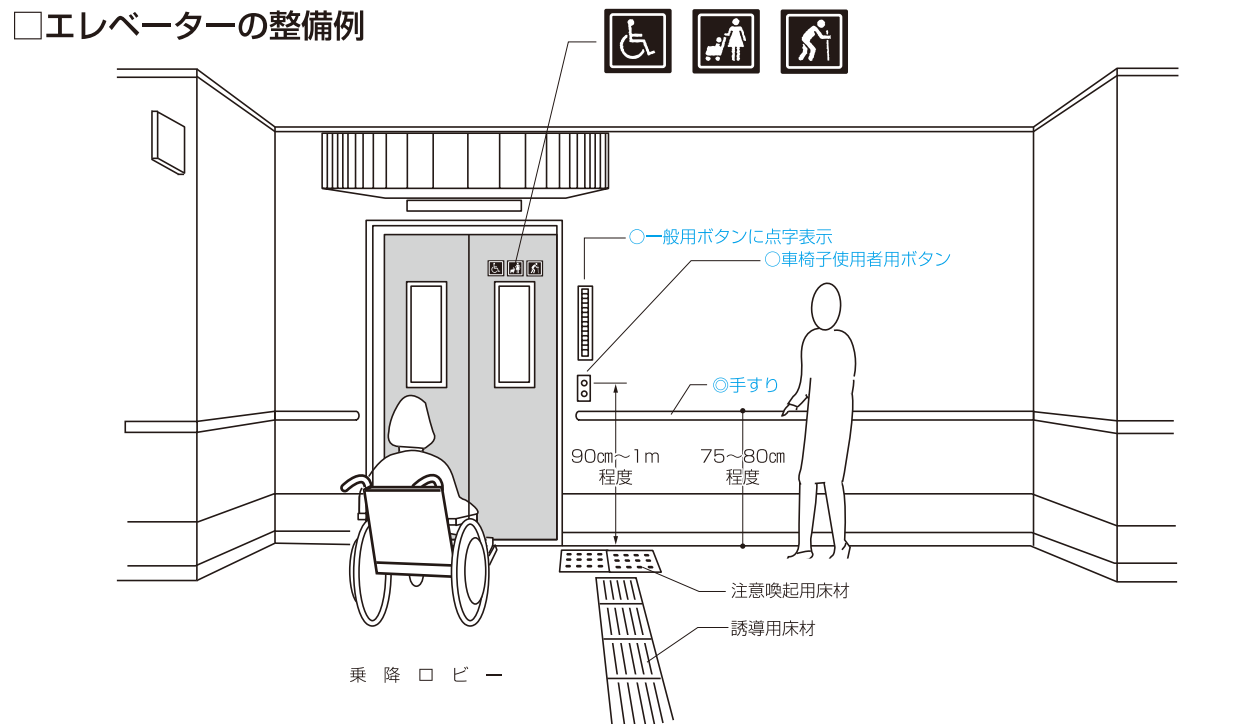
【外部の出入口（玄関）】

- 出入口の戸の形式は、自動式又は小さな力で開閉できる引戸形式とする。やむを得ず開戸とする場合は、軽く、ゆるやかに開閉できる構造とし、車椅子使用者が寄りつけるスペースを確保する。
- 自動式ドアの仕様
 - ◇床面感知の場合
 - ・車椅子の先端部のフットレストと感知対象となるキャスター（前輪）との間の位置にずれがあるので、マットスイッチの長さは、ドアの前後100cm以上、幅員は90cm以上とする。
 - ・マットスイッチにはゴムマットやアルミマットなどがあるが、ゴムマットは摩擦したときにつまずきやすくなる。また、アルミマットは、つえが滑りやすいので使用にあたっては表面をノンスリップ仕上げとする。
 - ◇点感知の場合
 - ・押しボタンの取り付け位置は、車椅子使用者、つえ使用者などの歩行困難者が押しやすいように、床上90～100cm程度の高さで、ドアの前面70～100cm程度の両側に設ける。
 - ◇超音波スイッチの場合
 - ・車椅子使用者もカバーできるような広範囲に感知できるようにする。
 - ◇光線スイッチの場合
 - ・温度変化や直射日光などの影響を受けやすいので位置について、配置する必要がある。
- 開閉速度は、車椅子使用者等の通行を考慮した速度とする。
- 出入口（玄関、駐車場に至る出入口、多数の者が利用する部屋の出入口、エレベーターの出入口）に接する部分（車椅子が回転できる寸法＝150cm×150cm以上）は、水平とする。
- ドアの全面がガラスなど透明な場合は、衝突による事故防止のため線状のシール等をガラスに貼り付ける。
- 玄関マットを使用する場合は、埋込式とし、ハケ状のものは車椅子の通行に支障となる場合があるので、できるだけ使用しない。
- 降雨時や積雪時の車椅子使用者等の利用に配慮して、風除室や屋根又は庇等を設けることが望ましい。
- 玄関まわりには、車椅子の車輪洗い場を設けることが望ましい。
- 玄関ホールには、必要に応じて車椅子を常備することが望ましい。
- 玄関付近には、施設の概要を示す点字案内板や触地図等を見やすい位置に設けることが望ましい。また音声等による誘導案内やインターホンを設けることが望ましい。

【各部屋の出入口】

- 戸は原則として引戸とする。
 - ◇引戸の仕様
 - ・原則として室内側に設ける。
 - ・形式は、上吊り式で円滑に開閉できるものとする。
 - ・軽い戸とする。
 - ・敷居の溝は、できるだけ凹凸が生じない構造とする。
 - ◇やむを得ず開戸とする場合の仕様
 - ・原則として内開き（室内側への開き）とする。やむを得ず外開きとする場合は、当該戸が廊下等に突き出ないように、戸幅以上の奥行きのアルコーブ等を設け衝突を避けることが望ましい。
- 戸には衝突事故等を防ぐために透明ガラス（強化ガラス）等を使用したはめ殺し窓を設けることが望ましい。
- 取っ手側に車椅子使用者のための開閉スペースを確保する。
- 取っ手は、操作しやすい形状のものとし、操作しやすい位置に設ける。

□エレベーターの整備例



○到着階、戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置

◇取っ手の仕様

- ・引戸では棒状のもの、開戸ではレバーハンドル式のものとする。
- ・取り付け高さは、85～90cm程度の高さでそろえる。

- 各扉には、必要に応じて車椅子のフットレストが当たりやすい床上15～35cm程度の位置にキックプレート設けることが望ましい。
- 高さ140cm程度の位置に室名などを点字で表示することが望ましい。
- 戸と周囲の壁の色に変化を持たせるなど、戸を認識しやすいようにすることが望ましい。

【廊下等の床面の仕上げ】

- 車椅子の通行に支障がないよう摩擦等考慮した仕上げとする。
- 転倒した際、衝撃の少ない材料とすることが望ましい。

【廊下等の形状】

- 廊下等の曲がり角や交差部は、できるだけ大きな隅切り又は面取りを行い、見通しをよくし通行しやすくすることが望ましい。
- 廊下の壁面には、車椅子のフットレストが当たりやすい床上15～35cm程度の位置にキックプレート設けることが望ましい。

【廊下等の手すり】

- 取り付け高さは、床上75～80cm程度（小児用は60～65cm程度）とし、連続して設ける。
- 子供や高齢者等の利用が多い施設については、高さの違う手すり（2段）を設ける。
- 壁との間隔を5～6cm程度とし、下側から支持する。

【傾斜路】

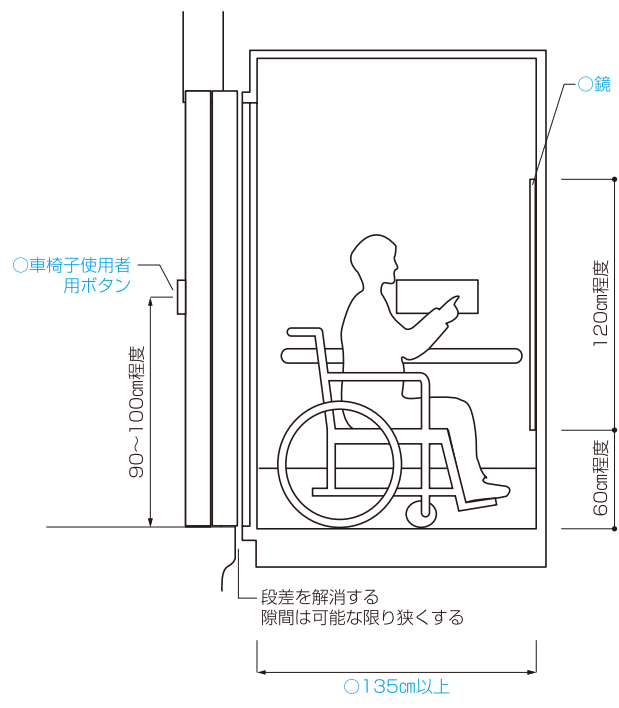
- 始点又は終点部分、屈曲部及び他の通路との交差部には、衝突防止のために150cm以上の水平部分を設ける。
- 手すりには、始点（終点）を知らせるために、始点（終点）に30cm以上の水平部分を設け、現在位置を点字で表示する。

【エレベーター】

- エレベーターは、建物出入口（玄関）に近く利用しやすい位置に設ける。
- 視覚障がい者のために必要に応じて触知板、音声等により案内を行うことが望ましい。
- 9人乗り以下の場合であっても、籠の形状は、できるだけ車椅子使用者（電動車椅子の場合）が利用できるよう寸法は、奥行きを135cm以上、間口を100cm以上確保することが望ましい。
- ドアの開閉時間が短いものは、乗降に危険を伴うので、開閉時間を長くする。
- 光電装置は、床上20cmと60cm程度の2箇所を感知するように設置する。
- エレベーターの出入口の操作ボタン（制御装置）側に、点状ブロック等を敷設することが望ましい。
- 手すりは、2以上の壁面に設ける。
- 乗降ロビーには、車椅子使用者、高齢者、ベビーカー等が利用できる旨の表示をする。
- 籠の壁面には、車椅子のフットレストが当たりやすい床上15cm～35cm程度の位置にキックプレート設ける。
- 緊急時の非常放送設備や告知ランプを設けることが望ましい。

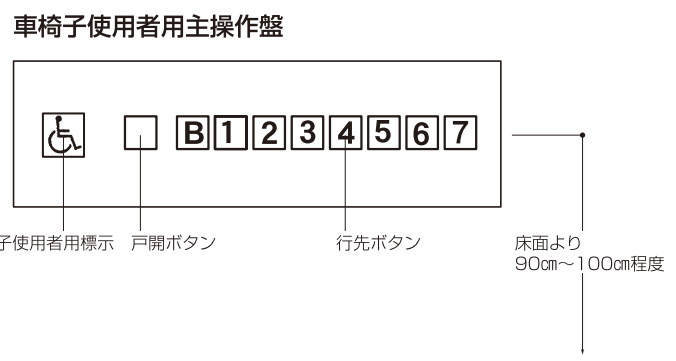
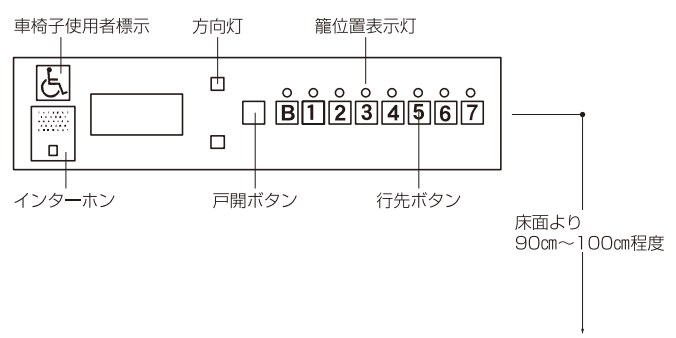
【敷地内の通路】

- 通路は、平坦とし、段差をなくしできるだけ傾斜路を設けない計画とすることが望ましい。
- 通路の表面は、車椅子の通行の支障となる砂利敷きや降雨等によりぬかるみとなる材料で仕上げない。
- 人と自転車の動線は、歩行者の安全を確保するためできるだけ分離することが望ましい。
- 傾斜路を設ける場合、必要に応じ傾斜路の位置がわかるように案内表示をする。
- 傾斜路の下端から直接路上へ飛び出さないよう、150cm以上の水平部分を設ける。
- 線状ブロック及び点状ブロック等は、濡れても滑りにくいもので耐久性、耐摩耗性のあるものとする。

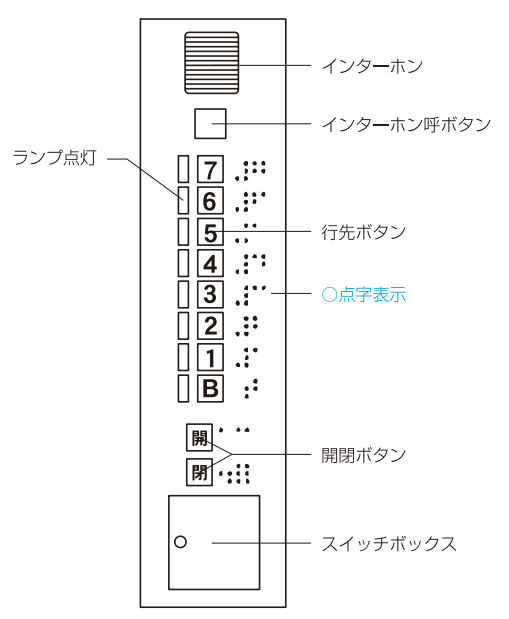


□車椅子使用者等が利用しやすい操作盤の例

車椅子使用者用主操作盤
(正面パネルに籠位置表示灯、方向灯を設けない場合)



主操作盤



誘 導 的 基 準

【外部の出入口（直接地上に通ずる出入口・駐車場に通ずる出入口）】

- ・ 幅は、90センチメートル以上とし、1以上の直接地上に通ずる出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。
- ・ 戸を設ける場合においては、当該戸は、幅を120センチメートル以上とする。直接地上に通ずる出入口のうち1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とすること。
- ・ ドアの前後には平坦なスペース（2.1m×2.1m以上）を設けること。

【各室の出入口】

- ・ 幅は、90センチメートル以上とすること。

【廊下等】

- ・ 視覚障がい者等が建物内の目的地に安全かつ確実に到達できるよう標示・誘導を行うこと。
- ・ 幅は、180センチメートル以上とすること。
- ・ 壁面には、原則として消火器、分電盤等の突出物を設けないこと。やむを得ず設ける場合においては、視覚障がい者の通行の安全に支障がないよう必要な措置を講ずること。
- ・ 利用者の休憩の用に供するためのスペース及び椅子等の設備を適切な位置に設けること。
- ・ 廊下等の両側に手すりを設けること。

【傾斜路】

- ・ 幅は、160センチメートル（段を併設する場合にあつては、120センチメートル）以上とすること。
- ・ 車椅子使用者の利用が多く予想される部分の幅は、180センチメートル以上とすること。
- ・ 踊場の踏幅は、200センチメートル以上とすること。
- ・ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅200センチメートル以上の踊場を設けること。
- ・ 傾斜路の始点・終点には、奥行き200センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- ・ 勾配は、15分の1を超えないこと。（高低差が16センチメートル以下の場合にあつては、12分の1）
- ・ 両側に手すりを設けること。

【エレベーター】

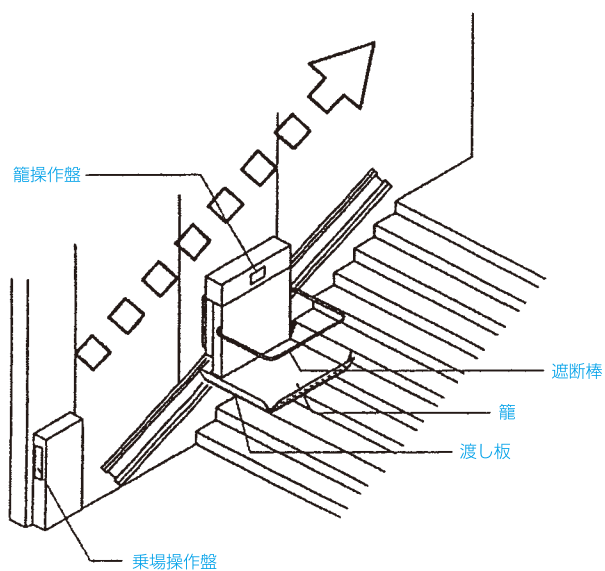
- ・ 籠の床面積は、2.09平方メートル以上とすること。
- ・ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。
- ・ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ90センチメートル以上とすること。
- ・ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ180センチメートル以上とすること。

【敷地内の通路】

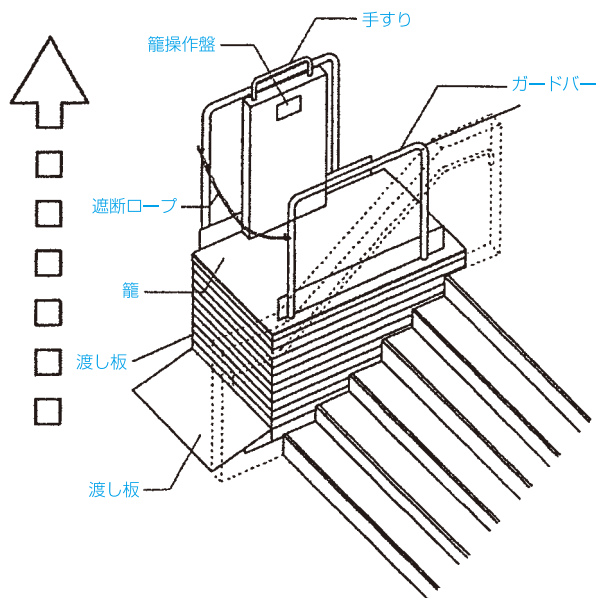
- ・ 通路の幅は、200センチメートル以上とすること。
- ・ 傾斜路の幅は、160センチメートル（段を併設する場合にあつては、120センチメートル）以上とすること。
- ・ 傾斜路の踊場の踏幅は、200センチメートル以上とすること。
- ・ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差点または接続する部分に踏幅200センチメートル以上の踊場を設けること。
- ・ 傾斜路の始点・終点には、奥行き200センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- ・ 傾斜路の勾配は、20分の1を超えないこと。
- ・ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。

□ 特殊な構造又は使用形態の昇降機の例

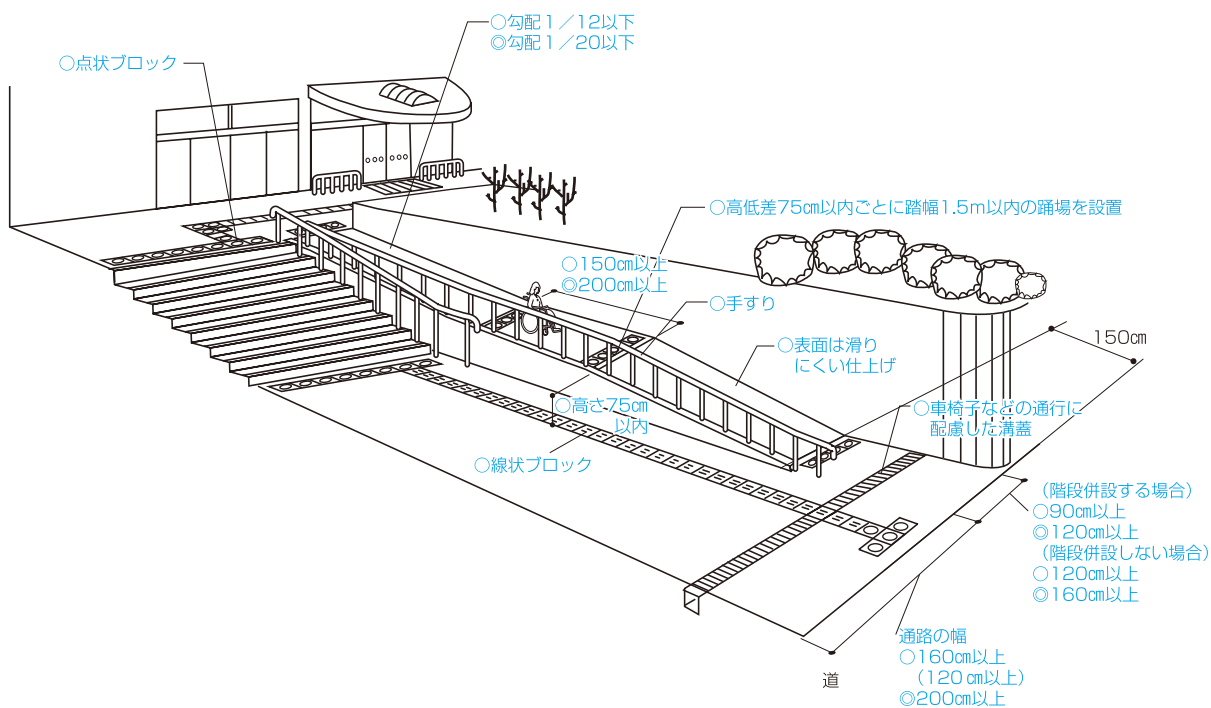
〔斜行型〕（※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい）



〔鉛直型〕



□ 敷地内の通路（階段・傾斜路）の整備例



8

案内設備

基本的な考え方

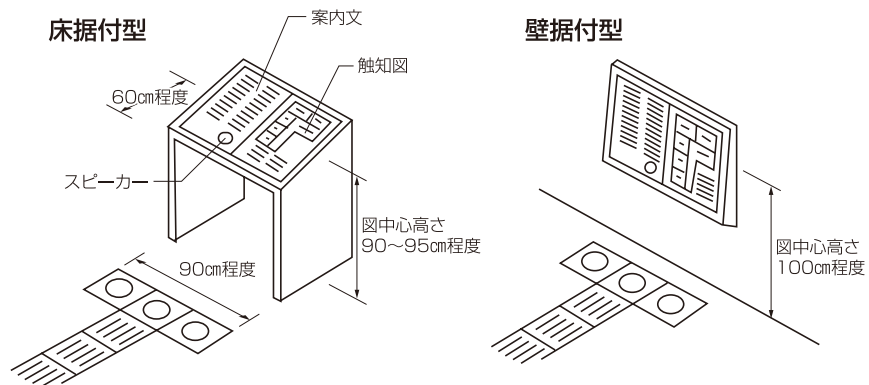
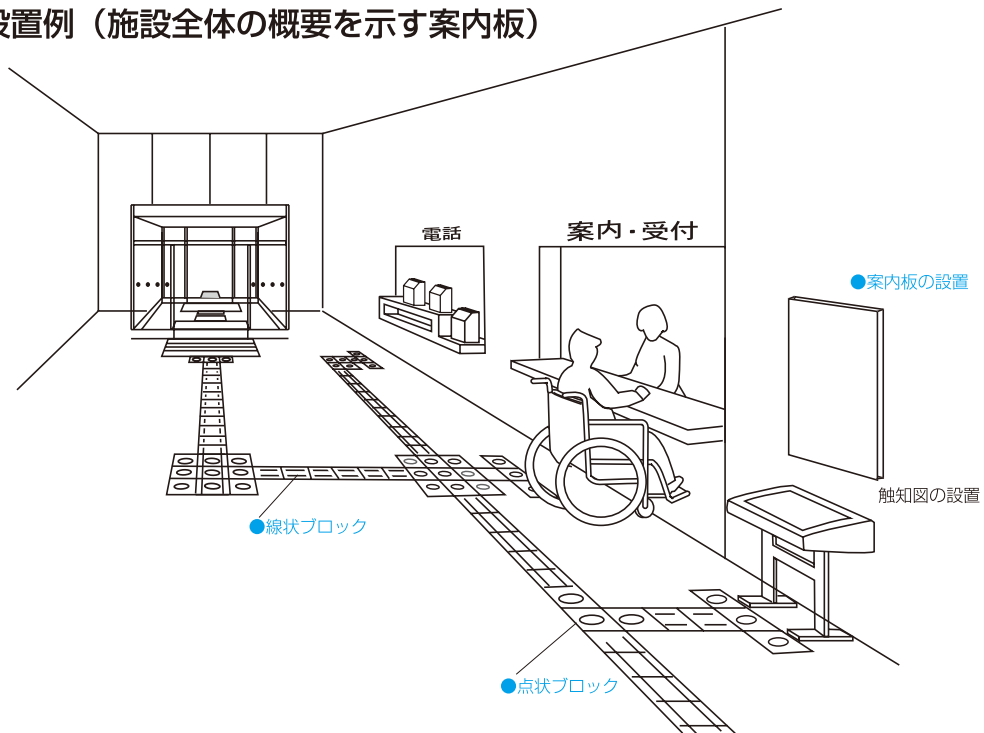
案内設備は、主要な出入口付近に設け、施設の利用や移動などに関する情報をわかりやすく伝えて、すべての人が円滑に施設を利用できるように配慮するとともに、緊急時にも、適切な通報や誘導が行われるように配慮する必要がある。

8 案内設備	整備基準	整備基準の解説
	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の7の項の(2)のオに定める構造のエレベーター若しくは力に定める構造のエレベーターその他の昇降機、4の項に定める構造の便所又は5の項の(2)に定める構造の車椅子使用者用駐車施設の配置について、文字等と地色の明度の差が大きい色とすること等により読みやすく表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の7の項の(2)のオに定める構造のエレベーター若しくは力に定める構造のエレベーターその他の昇降機又は4の項に定める構造の便所の配置について、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 案内設備とは、建築物等施設全体を把握することができる案内板(点字付きを含む)、音声による誘導案内設備(モニター付きインターフォン)等をいう。 案内板は、現在地や各施設(エレベーター、便所及び車椅子使用者用駐車施設等)の配置及び経路をわかりやすく表示する。

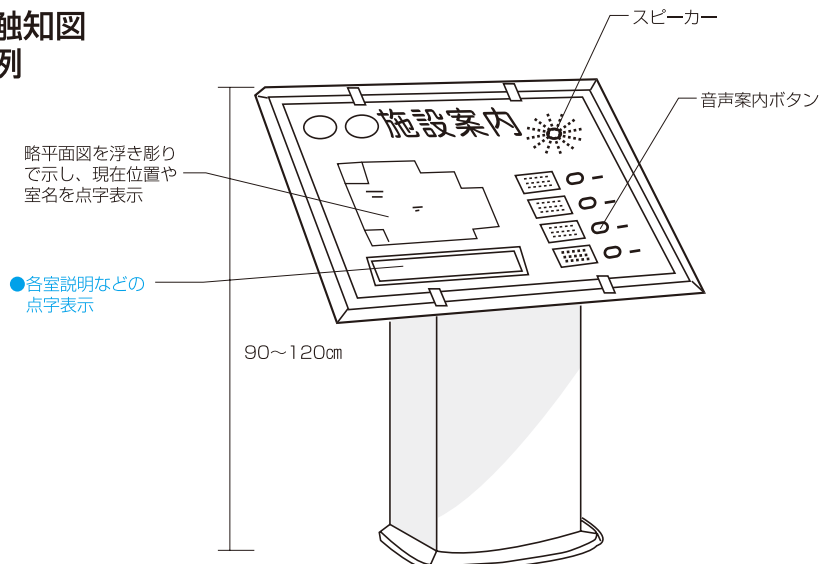
□設計上の配慮事項

- 文字や図などは、わかりやすいよう地色と明度の差の大きい色、大きさ、字体等に配慮したものとする。
- 車椅子使用者にもわかりやすい高さに設ける。
- 照明は、逆光又は反射グレア(まぶしくて見えにくくなること)が生じないように配慮する。
- 必要に応じて平面図を含めた触知図を設けることが望ましい。

□案内板の設置例（施設全体の概要を示す案内板）



□音声付き触知図案内板の例



9 案内設備までの経路

基本的な考え方

建築物やその敷地内に案内板や受付などの案内設備を設ける場合は、道等から案内設備までの経路のうち1以上の経路は、線状・点状ブロック等の敷設や音声誘導装置を設置し、視覚障がい者に配慮したものとする必要があるのである。

9案内設備までの経路	整備基準	整備基準の解説
	<p>(1) 道等から8の項の(2)に定める構造の設備又は案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のものである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせ敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する部分（1の項のイのただし書に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）</p>	<p>・ 通路と車路の境界には、危険を知らせる意味で点状ブロック等を敷設する。</p>

誘導的基準

・ 道等から案内設備までの主たる経路（不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。）を、視覚障害者移動等円滑化経路とすること。

10 浴室

基本的な考え方

高齢者、障がい者等にとって、入浴は脱衣、移動、入浴、着衣という動作に負担がかかり、転倒しやすい危険の多い場所であることから、肉体的、精神的負担を取り除く配慮が必要である。浴室は建物の用途、利用者の障がいの程度、介助の有無などによりさまざまな形態を考慮し、脱衣室、洗い場、浴槽への一連の移行動作が円滑に行えるよう配慮する必要がある。

10 浴室	整備基準	整備基準の解説
	<p>病院等、宿泊施設又は社会福祉施設等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆浴場にあつては、1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の浴室（共同のものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 脱衣室及び洗い場の出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>ウ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>	<p>・共同で利用する浴室に適用し、病室、寝室及び客室内部に設けられるものには、適用しない。</p> <p>・車椅子が通過できるように、段差をなくし、幅を80cm以上とする。また、戸は原則として引戸とする。</p> <p>・手すりは、一連の動作が安全にできるように、適切な位置及び高さに設ける。</p>

□設計上の配慮事項

- 浴室は、車椅子で浴槽に接近することができる広さとし、障がいの種類・程度、介助者の有無などを考慮した形状とする。
- 床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。
- 出入口の戸にガラスを使用する場合は、事故防止を考慮し、安全強化ガラスとする。
- 浴槽のふちの高さは、車椅子から移乗しやすいように車椅子の座面高さ（40～45cm程度）と同程度とする。
- 浴槽の深さは、車椅子使用者にあつては55cm程度、高齢者、下肢障がい者にあつては45cm程度とする。
- 車椅子使用者が利用する洗い場の高さは、車椅子から移乗しやすいように車椅子の座面高さ（40～45cm程度）と同程度とする。
- 洗い場に設けるシャワーは、ハンドシャワーでヘッドが昇降するスライド式とする。
- 洗い場には、シャワーチェア等を設ける。
- 腰掛台及び水洗器具及び洗面器等を置く台の高さは、高齢者等が利用しやすいものとする。
- 脱衣室には、着替え用のベンチ、椅子等を設ける。
- 浴槽、洗い場及び脱衣場には、手の届く位置に非常呼び出しボタンを設けることが望ましい。
- 浴槽の形状により、エプロンの1箇所以上に移乗台（高さ40～45cm程度）を設け、車椅子使用者等が利用しやすい構造とすることが望ましい。
- 給湯蛇口は、湯の表示をわかりやすくし、あわせて点字表示することが望ましい。
- 給湯水栓、シャワーは、温度調整が容易にできる構造とすることが望ましい。
- 浴槽のまわりには介助できるスペースを設けることが望ましい。
- 脱衣かご、脱衣棚等は車椅子使用者が利用しやすい高さ、形状とする。

11 客席

基本的な考え方

集会、観劇、音楽鑑賞、スポーツ観戦などすべての人が参加できるように、集会場、公会堂、映画館及び観覧場等で観覧席・客席を持つ施設は、車椅子使用者や視覚障がい者等が利用できるよう配慮する必要がある。

11 客席	整備基準	整備基準の解説
	<p>(1) 興行場等又は集会場で固定式の椅子の席の数が500以上のものには、車椅子使用者が客席として利用できる部分（以下「車椅子使用者用客席部分」という。）及び聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車椅子使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床の表面は、平たんとし、かつ粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 床は、水平とすること。</p> <p>エ 車椅子使用者用客席部分である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、次に定める構造であること。</p> <p>㍑ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>㍒ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>㍓ 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(4) 車椅子使用者用客席部分は、当該車椅子使用者用客席部分に通ずる7の項の(2)のイに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る経路（(3)に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	<p>・聴覚障がい者集団補聴装置には、磁気ループ、FM放送受信装置等がある。</p> <p>・車椅子使用者用客席部分は、緊急時を考慮し、出入口に近い位置に設ける。</p>

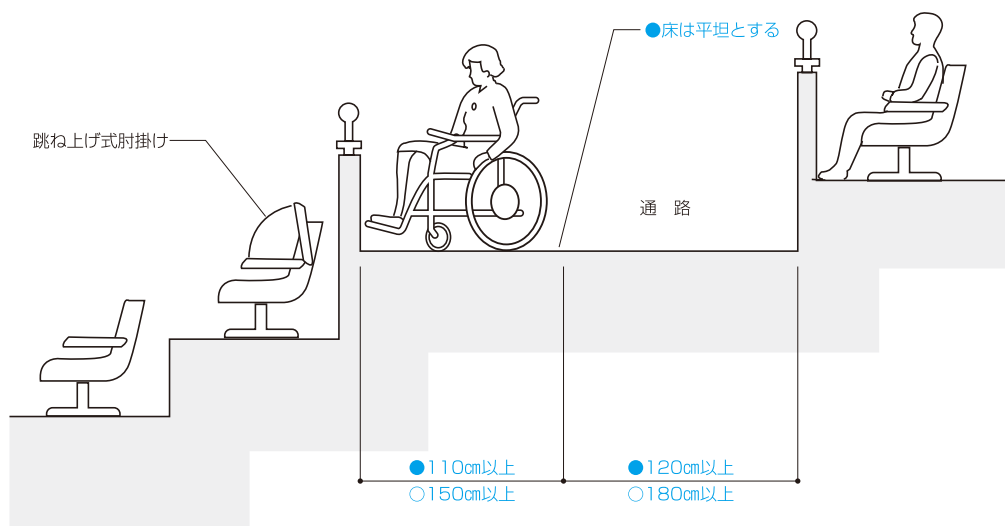
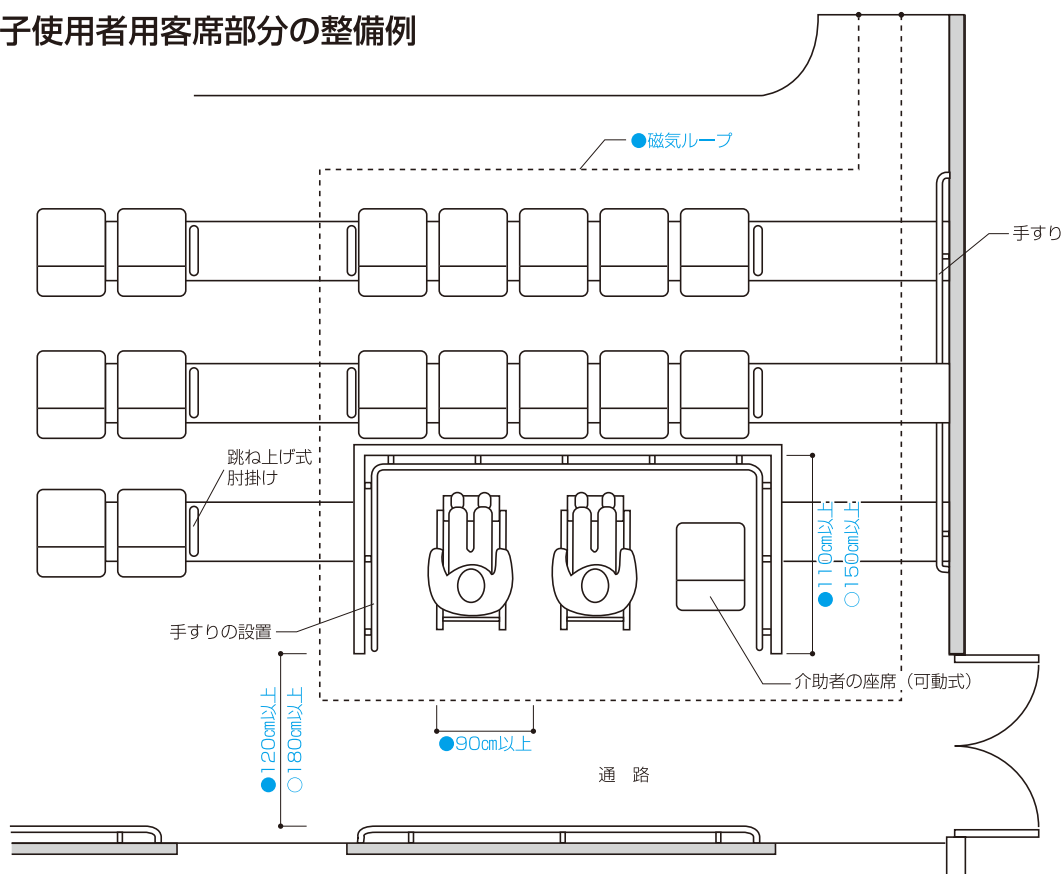
□設計上の配慮事項

- 可動式の椅子の配置を考慮することにより、車椅子使用者用客席部分のスペースを確保することも可能である。
- 車椅子使用者用客席の席数及び視覚障がい者用の集団補聴装置設置部分の範囲は、できるだけ多く確保する。
- 通路側の座席の肘掛けは、下肢障がい者やつえ使用者が利用しやすいよう跳ね上げ式とすることが望ましい。

誘導的基準

- ・車椅子使用者1人につき、幅は90センチメートル以上とし、奥行きは150センチメートル以上とすること。
- ・車椅子使用者用客席部分に通ずる通路の幅は、180センチメートル以上とすること。

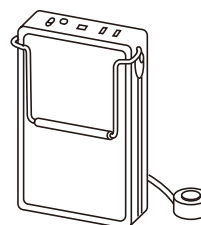
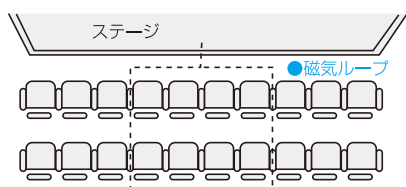
□ 車椅子使用者用客席部分の整備例



□ 聴覚障がい者用集団補聴装置の参考例

・ 磁気ループシステム

・ FM放送受信装置 (無線式)



12 授乳所その他これに類するもの

基本的な考え方

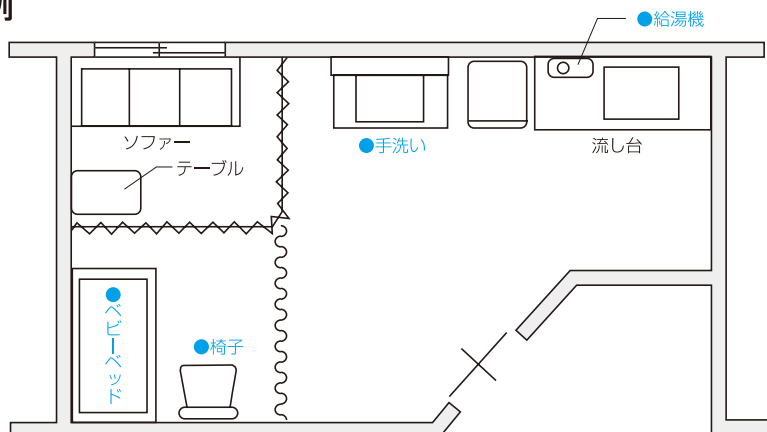
乳幼児を連れて外出する場合、さまざまな面で行動上の制約を受ける。特に授乳、おむつ替え、休憩等が行える場所が必要になることから比較的滞在時間が長くなる施設には、乳幼児の世話ができるよう配慮する必要がある。

	整備基準	整備基準の解説
12 授乳所等	興行場等、集会場、物品販売業を営む店舗、体育施設又は図書館等で用途面積が3,000平方メートル以上のもの、母子福祉施設及び官公庁の施設のうち地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所又は同法第18条第1項に規定する市町村保健センターにあっては、次に掲げる設備を備えた授乳所等を設けること。 ア 乳幼児用ベッドその他これに類するもの イ 手洗い設備 ウ 給湯器 エ 椅子	・授乳所等とは、授乳室又は授乳コーナーをいう。ただし、授乳コーナーの場合は、壁やついたて等で十分に視線を遮り、安心して利用できるものであること。 ・その他これに類するものには、ソファ等が含まれる。 ・給湯器には、電気ポット等が含まれる。

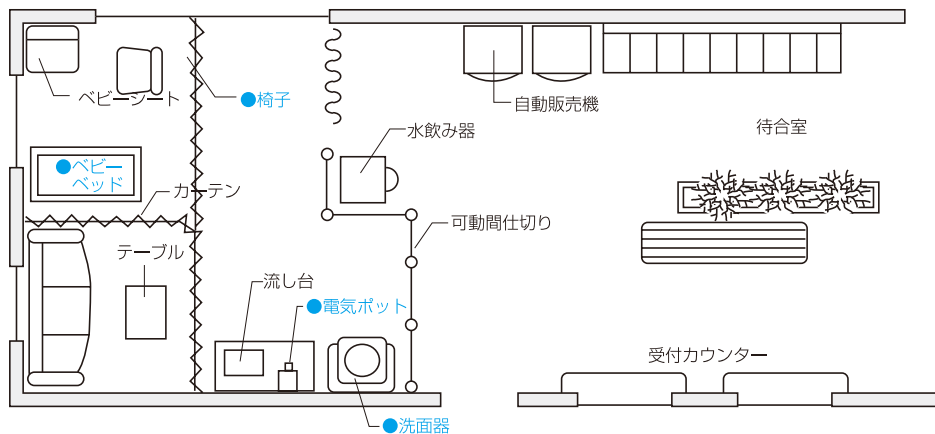
□設計上の配慮事項

- 授乳室の位置は、落ち着いた環境となるよう配慮することが望ましい。
- 施設内の授乳室の位置や授乳室の出入口には、利用者にわかりやすく表示する。
- 母乳を与えるスペースは、カーテン等で仕切る。
- 手洗設備や流し台等は車椅子使用者が利用しやすい構造とすることが望ましい。

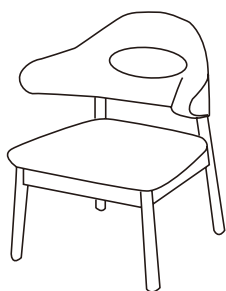
□授乳室の整備例



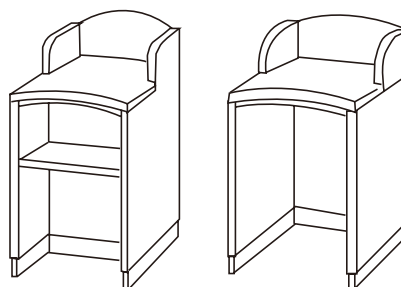
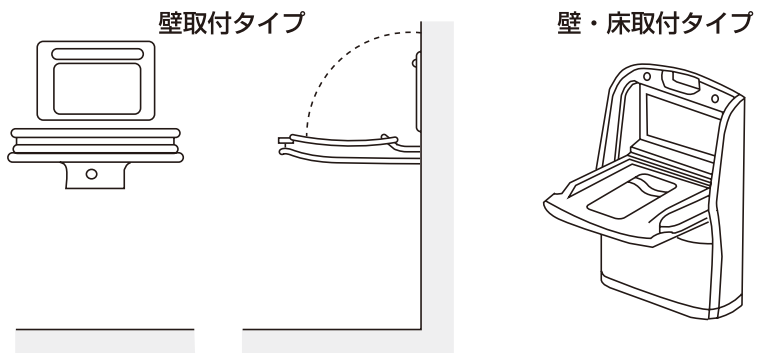
□授乳コーナーの整備例



□授乳用椅子の例



□おむつ換えシートの例



13 客室

基本的な考え方

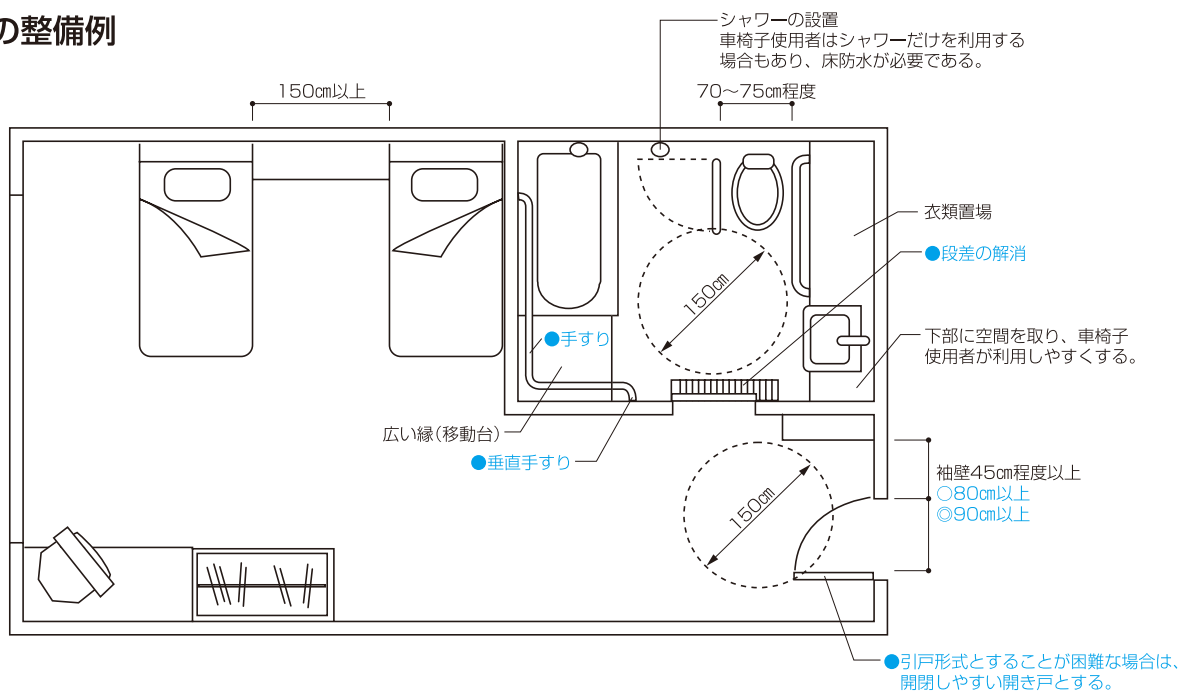
車椅子使用者等が外泊や旅行等をするためには、安心して宿泊できる客室が必要であり、部屋の広さ、浴室、便所等利用できるよう配慮する必要がある。

13 客室	整備基準	整備基準の解説
	<p>宿泊施設で客室の数が50以上であるものにあつては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、7の項の(2)のイに定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 次に定める構造の便所を設けること。</p> <p>(ア) 便所内に4の項の(1)のアに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。</p> <p>(イ) 便所内に4の項の(1)のウに定める構造の洗面器を設けること。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、アに定める構造とすること。</p> <p>エ 次に定める構造の浴室を設けること。</p> <p>(ア) 脱衣室及び洗い場の出入口は、アに定める構造とすること。</p> <p>(イ) 10の項のイ及びウに定める構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子使用者が通過できるよう、幅を80センチメートル以上とする。 ・ 戸は、特に自動式とすることを求めているが、引戸形式等開閉しやすいものとし、その前後に段を設けない。 (引戸とすることが困難な場合は、軽い開戸とする。) ・ 室内においては、車椅子が転回可能なスペースとベッドへの寄りつきスペース等を確保する。 ・ 客室内には、車椅子使用者が利用できる構造の便所を設ける。 ・ 客室内には、車椅子使用者が利用できる構造の浴室を設ける。

□設計上の配慮事項

- 車椅子使用者が利用する室には、ベッドを設ける。ベッドの側面には、車椅子が転回できるスペース（150cm以上×150cm以上）を確保する。
- ベッドは、車椅子使用者が利用しやすい高さ（40～45cm程度）とし、車椅子のフットレストがベッドの下に入るものを設ける。
- スイッチや電話は、車椅子使用者に利用しやすい高さ及び位置に設ける。
- 便所、浴室は、車椅子が転回できるスペースを確保する。
- 浴室、便所、洗面室などには、非常呼び出しボタンを設けることが望ましい。
- 聴覚障がい者のために、非常時を知らせるパトライト等の呼び出し設備を設けることが望ましい。

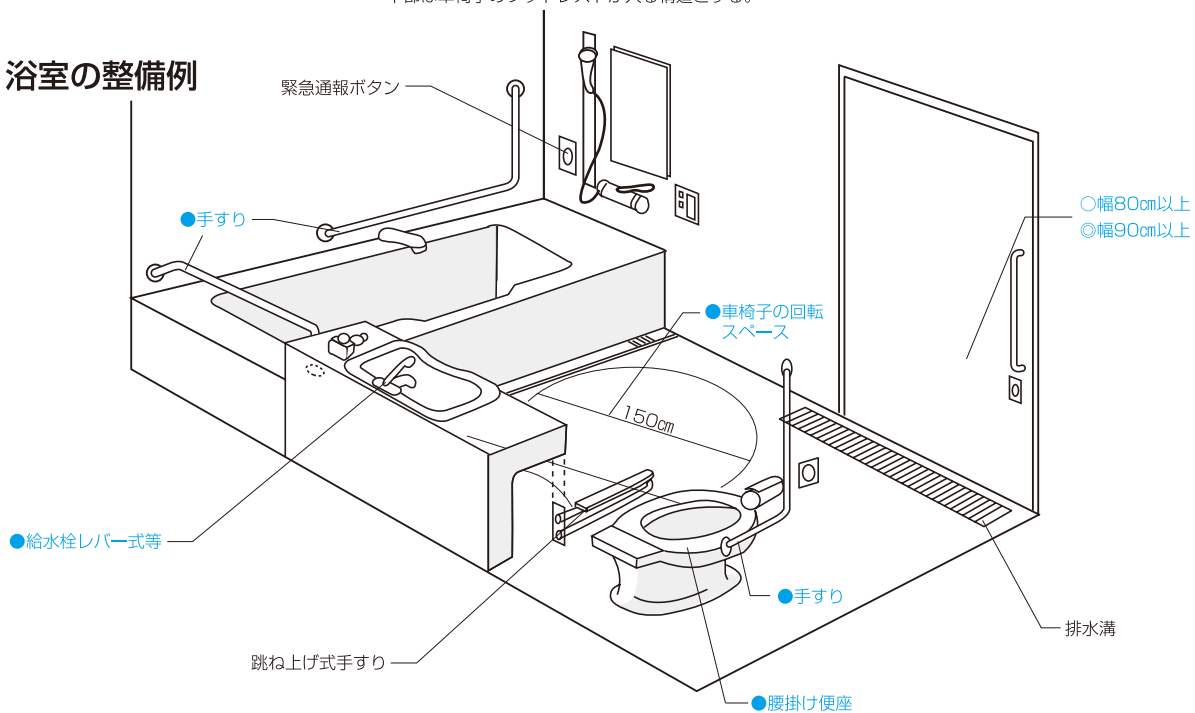
□客室の整備例



□ベッドの高さ



□便所・浴室の整備例



14 更衣室及びシャワー室

基本的な考え方

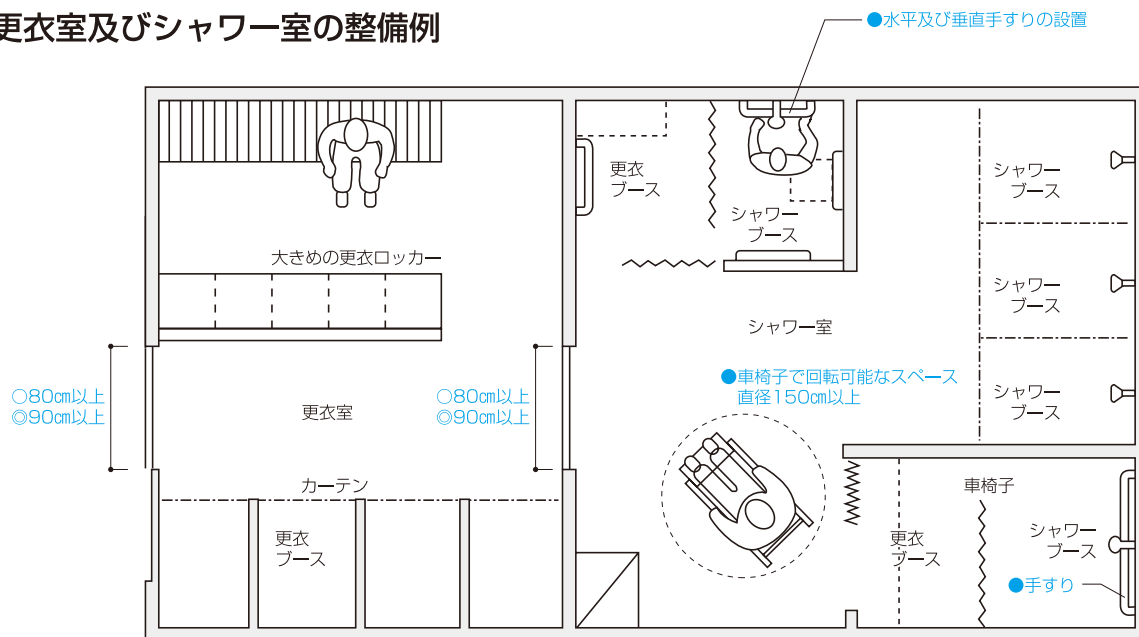
高齢者や障がい者等のスポーツ活動が多くの種目で行われていることから、車椅子等で利用できるよう配慮する必要がある。

	整備基準	整備基準の解説
14 更衣室 及び シャワー 室	<p>体育施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあつては、1（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1）以上の更衣室及びシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、7の項の(2)のイに準じた構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>ウ 壁には、手すりを設けること。</p> <p>エ 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・更衣室又は、シャワー室を設ける場合に適用する。・車椅子使用者が通過できるよう、幅を80センチメートル以上とし、段を設けない。また、戸は開閉しやすいものとする。・車椅子が転回できるスペース（150cm×150cm以上）を確保する。

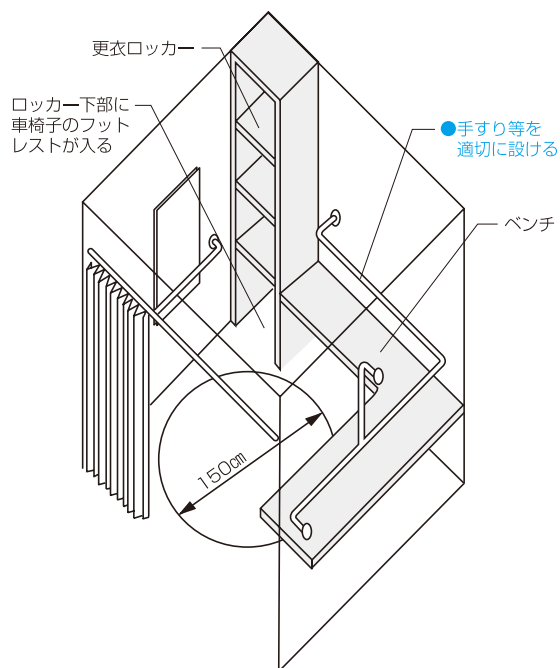
□設計上の配慮事項

- 脱衣かご、脱衣棚等は車椅子使用者が利用しやすい高さ、形状とする。
- 更衣室には、ベンチ、椅子等を設ける。
- シャワーは、ハンドシャワーでヘッドが昇降するスライド式とすることが望ましい。
- 必要に応じて、室内に非常呼び出しボタンを設けることが望ましい。

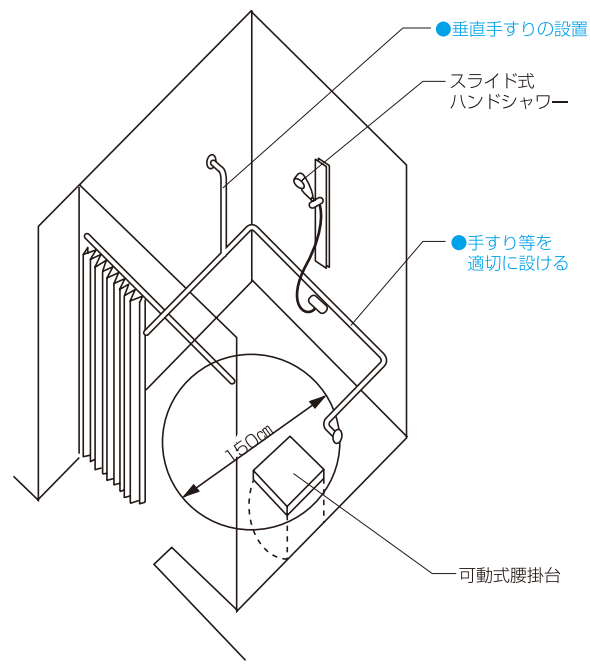
□更衣室及びシャワー室の整備例



□更衣室の整備例



□シャワー室の整備例



15 レジ通路及び改札口

基本的な考え方

車椅子使用者等が通過できるよう段差をなくし、幅を確保する。

	整備基準	整備基準の解説
15 レジ 通路 及び 改札 口	1 以上のレジ通路及び改札口は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 床は、水平とすること。	・ 車椅子使用者が通過できるよう、幅を80cm以上とし、段を設けない。

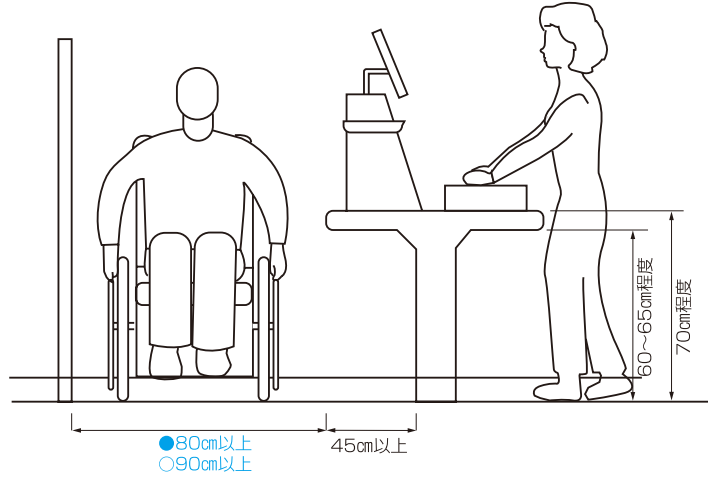
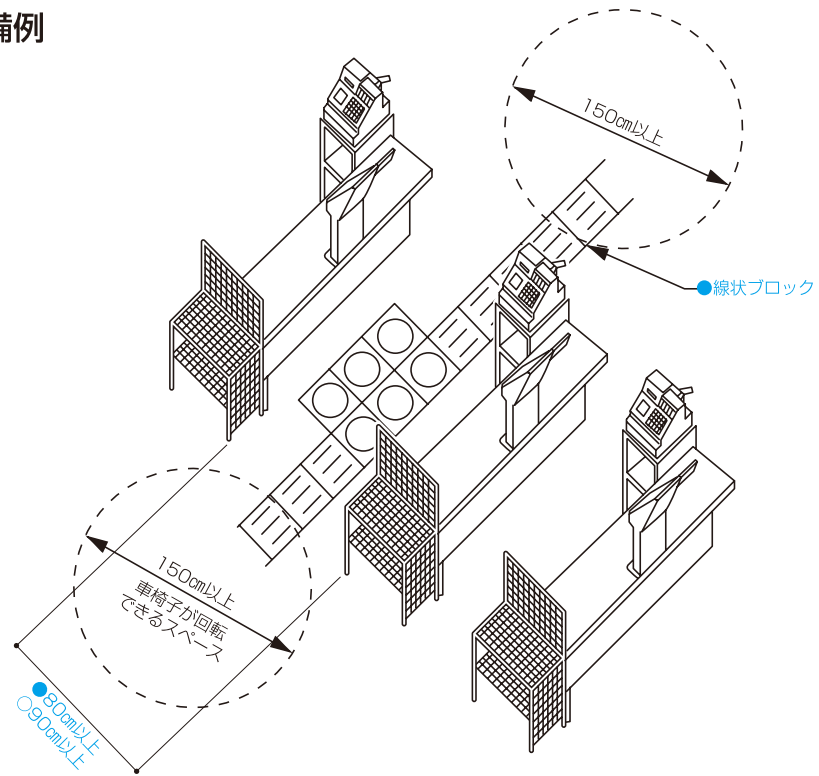
□設計上の配慮事項

- 9の項の(2)の規定により、建物出入口からレジ通路又は改札口までの通路のうち1つは、視覚障がい者の誘導のため線状ブロック等を敷設する。
- レジ又は、改札口は、車椅子使用者が通行しやすい位置に設ける。

誘導的基準

- ・ 1以上の改札口の幅は、90センチメートル以上とすること。

□レジ通路の整備例



□改札口の整備例

